

第4次一宮市男女共同参画計画

2024年度～2026年度

素案

令和6年○月

一宮市

目 次

第 1 章 計画策定にあたって	1
1 計画策定における背景	1
2 計画の位置づけ	5
3 計画の期間	6
4 計画の策定体制	6
第 2 章 一宮市の状況	7
1 一宮市における人口・世帯等の状況	7
2 一宮市における分野別の状況	11
3 市民アンケート結果	17
4 第 3 次計画の評価	29
第 3 章 計画のめざす方向	31
1 基本理念	31
2 めざすべき姿	32
3 基本目標	33
4 計画の体系	34

第4章 計画の内容 35

基本目標1 多様性を認め合う男女共同参画社会実現へ向けての意識改革	35
基本目標2 あらゆる分野で誰もが活躍できる環境の整備	41
基本目標3 誰もが安全に安心して暮らせる社会づくり	51
市の率先行動	65

第5章 計画の推進 68

1 推進体制	68
2 進捗管理方法	69
3 成果指標一覧	70

(参考資料)

第 1 章 計画策定にあたって

1 計画策定における背景

(1) 世界の動き

国際連合は、昭和 50(1975)年の「国際婦人年」と定め、国際婦人年世界会議(メキシコ会議)を開催して「世界行動計画」の採択し、その後 10 年を「国連婦人の 10 年」と定め、世界の国々に対し女性の地位向上のための積極的な取組を呼びかけました。

昭和 54(1979)年には、国連総会において、「女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」が採択されました。

平成 7(1995)年には、北京で開催された「第 4 回世界女性会議」で、女性の地位向上の国際的な指針となる「北京宣言」及び「行動綱領」が採択されました。

平成 12(2000)年には、国連特別総会「女性 2000 年会議」がニューヨークの国連本部で開催され、「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領」の実施状況を評価・検討するためのさらなる行動とイニシアティブ(成果文書)が採択されました。

平成 17(2005)年には、「国連婦人の地位委員会(北京+10)」が開催され、「北京宣言及び行動綱領」などの評価・見直しを目的とした、10 項目にわたる女性の地位に関する決議が採択されました。

平成 22(2010)年には、「第 54 回国連婦人の地位委員会(北京+15)」において、「北京宣言及び行動綱領」などの実施に対する貢献を強化する「宣言」と、7 項目の「決議」が採択されました。

平成 23(2011)年には、これまで女性の地位向上を進めてきた 4 つの機関を統合して、「UN-Women」が正式に発足しました。

平成 24(2012)年には、第 56 回国際婦人の地位委員会にて、「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案が採択されました。

また、平成 27(2015)年には、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」(SDGs)が採択され、目標 5「ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う」として明記されました。

(2) 日本の動き

日本では、昭和 50(1975)年の国際婦人年を契機に、同年総理府(現在の内閣府)に「婦人問題企画推進本部」が設置されました。

昭和 52(1977)年には、女性の地位向上に関する施策の方向、目標等を明らかにした「国内行動計画」が策定されました。

昭和 60(1985)年には、「男女雇用機会均等法」の制定など国内法の整備に努めた上で、「女子差別撤廃条約」を批准しました。

平成 11(1999)年には、男女共同参画社会の実現を促進するため基本的な法律として「男女共同参画社会基本法」を公布、施行し、平成 12(2000)年に、この法律に基づく「男女共同参画基本計画」が策定されました。

平成 13(2001)年には、配偶者からの暴力(DV)にかかる通報、相談、保護、自立支援などを目的とした「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下、「DV防止法」という。)」が制定されました。

平成 17(2005)年には、政策・方針決定過程への女性の参画の拡大や女性のチャレンジ支援等を盛り込んだ「男女共同参画基本計画(第2次)」が策定されました。

平成 19(2007)年には、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されました。

平成 22(2010)年には、実効性のあるアクションプランとするため、「成果指標」を設定した「第3次男女共同参画基本計画」が策定されました。

平成 27(2015)年には、事業主行動計画の策定を大企業の事業主に義務付ける「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下、「女性活躍推進法」という。)」が成立し、同年、男性中心型労働慣行等の変革やあらゆる分野における女性の活躍などに視点をおいた「第4次男女共同参画基本計画」が策定されました。

平成 30(2018)年には、政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進するため、国及び地方公共団体の責務等を定めた「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が施行されました。

令和 2(2020)年からの世界的な新型コロナウイルス感染症の拡大を経て、男女共同参画の重要性を再認識するとともに、新しい令和の時代を切り拓き、また、ポストコロナの新しい日常の基盤となることを目指して、12月に「第5次男女共同参画基本計画」が策定されました。

(3) 愛知県の動き

愛知県では、「男女共同参画社会基本法」と国の基本計画の趣旨を踏まえ、平成 13(2001)年 3 月に、愛知県における男女共同参画社会の形成を促進するための基本となる計画「あいち男女共同参画プラン 21～個性が輝く社会をめざして～」が策定されるとともに、平成 14(2002)年 4 月には、男女共同参画社会の実現に向けた県と県民、事業者の取組の基本的な方向を明らかにした「愛知県男女共同参画推進条例」が施行されました。

その後、平成 18(2006)年 10 月には「あいち男女共同参画プラン 21」を改定し、平成 23(2011)年 3 月には「あいち男女共同参画プラン 2011-2015～多様性に富んだ活力ある社会をめざして～」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた取組が進められました。

平成 27(2015)年 3 月には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の成立を受け、新たに「あいち男女共同参画プラン 2020～すべての人が輝き、多様性に富んだ活力ある社会をめざして～」が策定されました。

令和 3(2021)年 3 月には、国の「第5次男女共同参画基本計画」の趣旨を踏まえ、新たに「あいち男女共同参画プラン 2025～すべての人が生涯輝く、多様性に富んだ社会をめざして～」が策定されました。

(4) 一宮市の動き

一宮市では、昭和 42(1967)年 10 月の「婦人の家」開館以後、女性の就業や社会参加などの男女共同参画に関する様々な取組を進めてきました。

平成 12(2000)年 3 月には、「いちのみやし男女共同参画計画～男女共同参画社会の形成をめざして～」を策定し、この計画に基づき、庁内での推進のための組織づくり、男女共同参画推進のための取組や事業を実施してきました。

平成 14(2002)年 4 月には、男女共同参画を全庁的に推進していくことを目的に、男女共同参画に関する所管を教育委員会生涯学習課から、企画部企画政策課へ変更しました。

平成 23(2011)年 3 月には、「第2次一宮市男女共同参画計画～138ハートフルプラン～」を策定しました。

平成 27(2015)年 3 月には、男女共同参画に関わる世界や国、県の動きなどの社会情勢の変化を踏まえ、「第2次一宮市男女共同参画計画(後期計画)～138ハートフルプラン～」を改定しました。また、同年 9 月に「女性活躍推進法」が施行されたことに伴い、平成 28(2016)年 11 月に本計画を「市町村推進計画」と位置付けるため、

一部改定を行いました。

平成 31(2019)年 3 月には、「第 2 次一宮市男女共同参画計画」で掲げていた基本理念を引き続き継承し、女性の社会参画の促進に努めるべく「第 3 次一宮市男女共同参画計画」を策定しました。

2 計画の位置づけ

社会のあらゆる分野で男女共同参画を推進していくための総合的な計画として、一宮市が行う施策の基本的な方向や内容を明らかにしたものです。

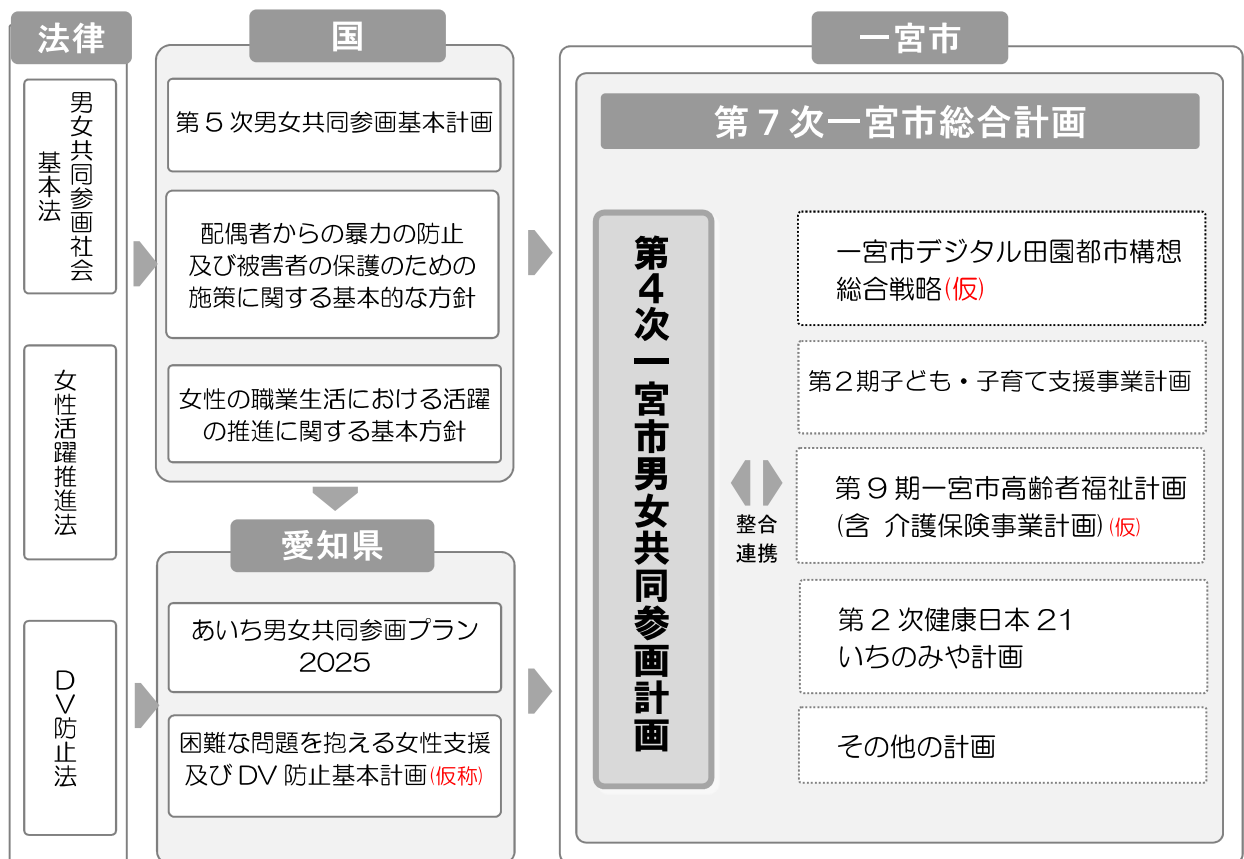
○本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づき、国の「第5次男女共同参画基本計画」や県の「あいち男女共同参画プラン 2025」を勘案して、男女共同参画社会の促進に関する施策についてまとめた「市町村男女共同参画計画」です。

○本計画の一部は、「女性活躍推進法」第6条第2項に基づき、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についてまとめた「市町村推進計画」です。

(第4章の基本目標1、基本目標2)

○本計画の一部は、「DV防止法」第2条の3第3項に基づき、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施についてまとめた「市町村基本計画」です。(第4章の基本目標3(4))

○本計画は、一宮市の上位計画である「第7次一宮市総合計画」や他分野の計画との整合性を図り策定するものです。



3 計画の期間

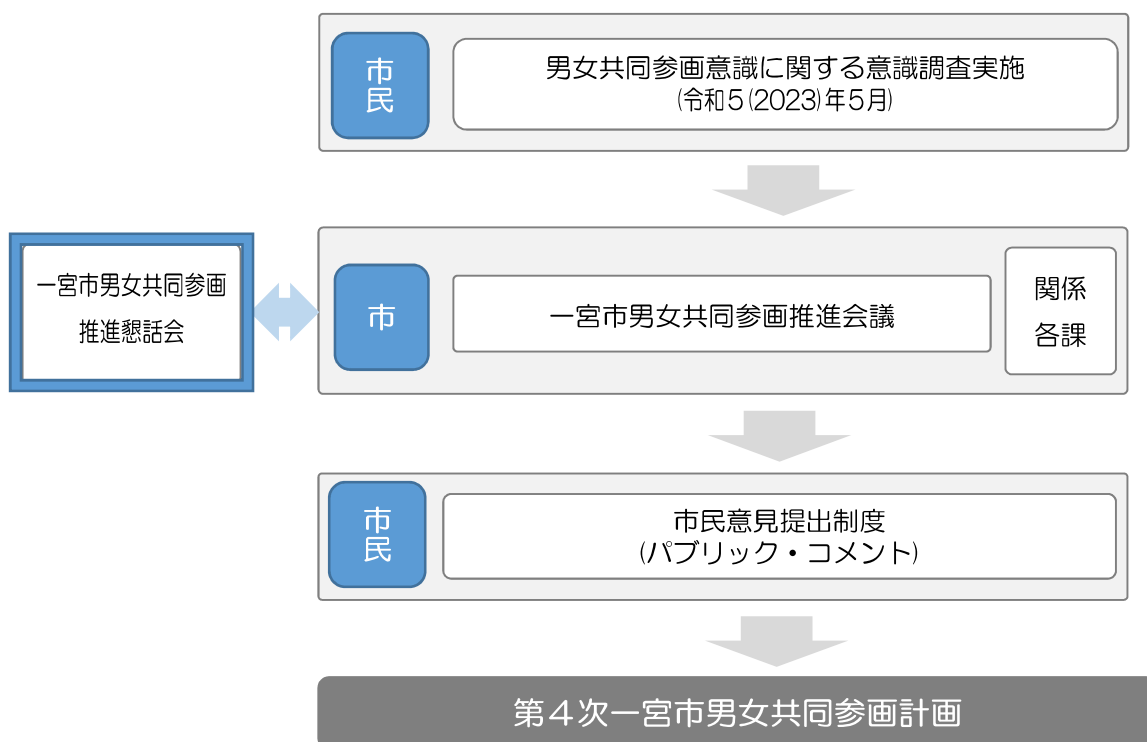
2030年の中長期を見据えた国や県の動向や、社会情勢の変化を遅滞なく反映することができるよう、計画期間は2024年度から2026年度の3年間とします。

年	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
本市計画	第3次計画					第4次計画						
国/県						国：第5次男女共同参画基本計画 愛知県：あいち男女共同参画プラン						

4 計画の策定体制

策定にあたっては、庁内関係部局で男女共同参画を推進していくために組織している「一宮市男女共同参画推進会議」、有識者で構成される「一宮市男女共同参画推進懇話会」において審議を重ねるとともに、男女共同参画意識に関する意識調査の実施、市民意見提出制度(パブリック・コメント)の実施などを通じ、広く市民意見の聴取と反映に努めました。

■計画策定の流れ



第 2 章

一宮市の状況

1 一宮市における人口・世帯等の状況

(1) 人口の状況

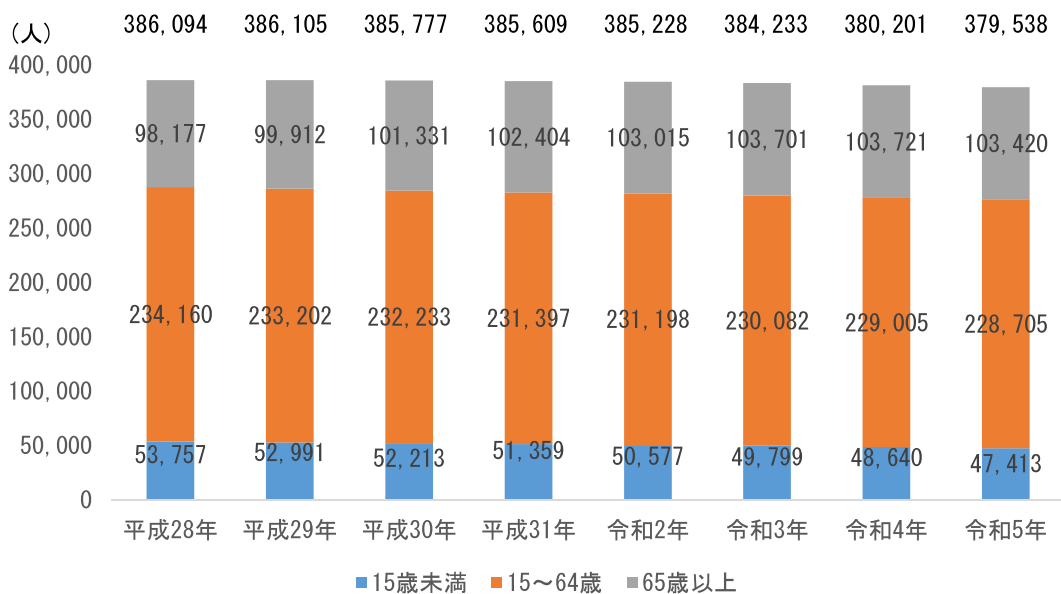
① 人口の推移

一宮市の「人口の推移」をみると、平成 27(2015)年以降減少傾向となり、令和 5(2023)年 4 月にはわずかですが、380,000 人を下回っています。

「年齢 3 区分別人口比率の推移」をみると、年少人口(15 歳未満)と生産年齢人口(15~64 歳)の割合が減少している一方、高齢者人口(65 歳以上)の割合は 27%超となり「超高齢化社会」となっています。

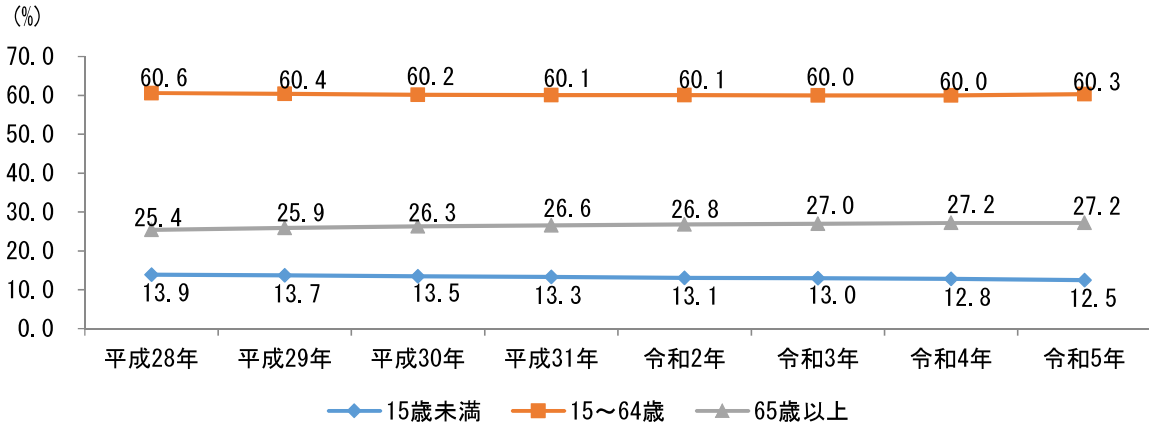
「人口ピラミッド」をみると、いわゆる団塊の世代を含む 70 歳代前半と、そのジュニア世代である 40 歳代後半~50 歳代前半の人口が多くなっています。しかし、団塊ジュニア世代の子どもの世代では人口のふくらみはみられないことから、今後一層、少子高齢化の傾向が続くことが予想されます。

人口の推移



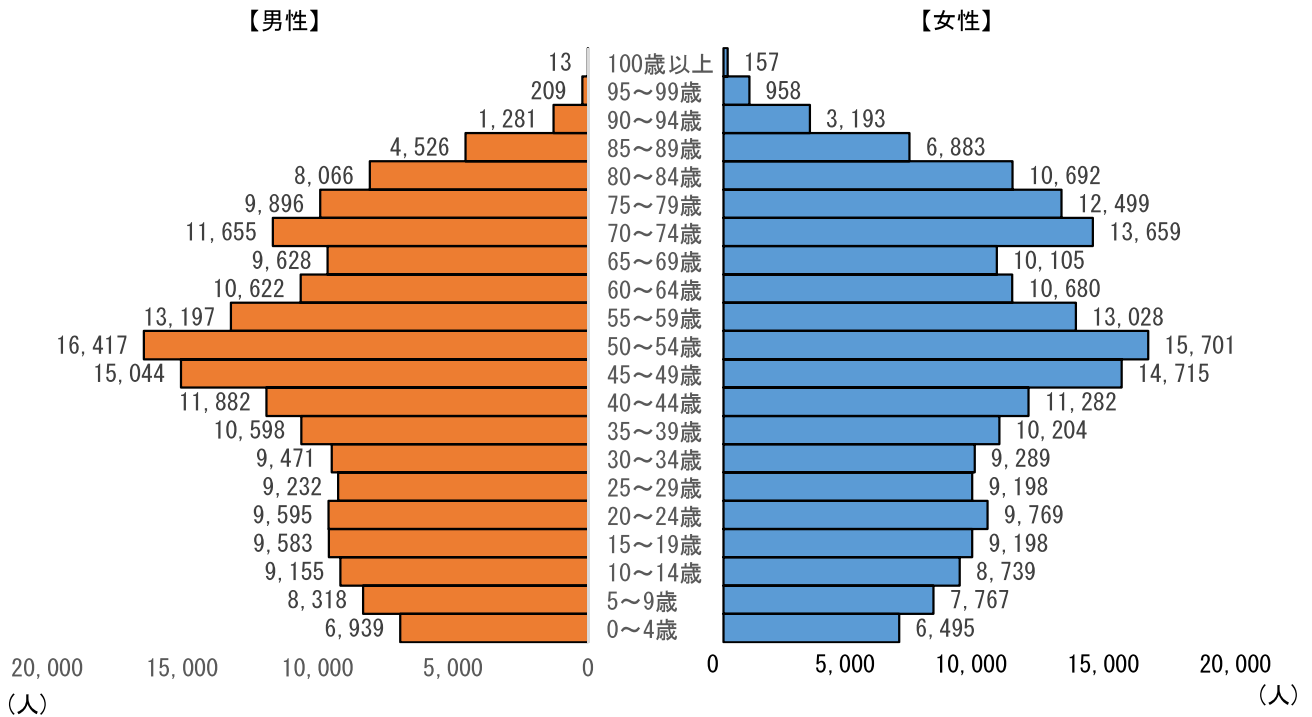
資料：住民基本台帳(各年 4 月 1 日現在)

年齢3区分別人口比率の推移



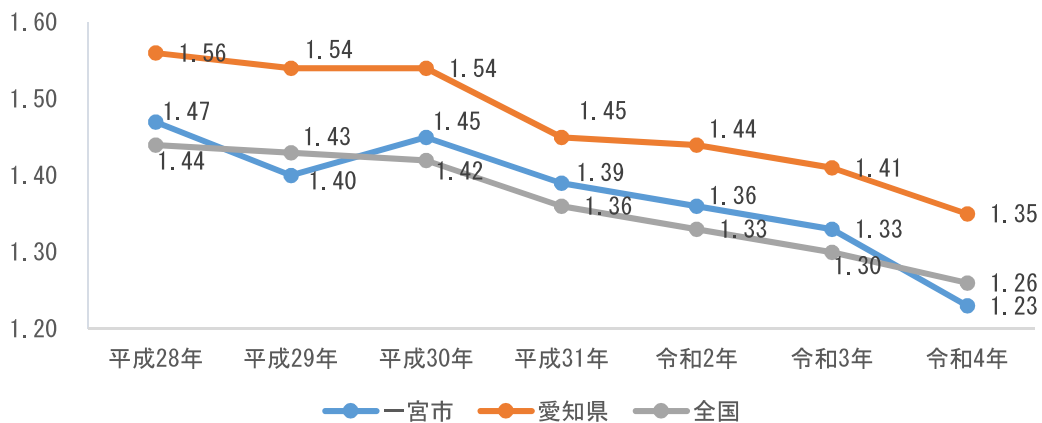
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

人口ピラミッド



資料：住民基本台帳（令和5年4月1日現在）

合計特殊出生率の推移



資料：一宮市の人口動態、愛知県人口動態統計、内閣府

(2) 世帯の状況

① 世帯数・世帯あたり人員数の推移

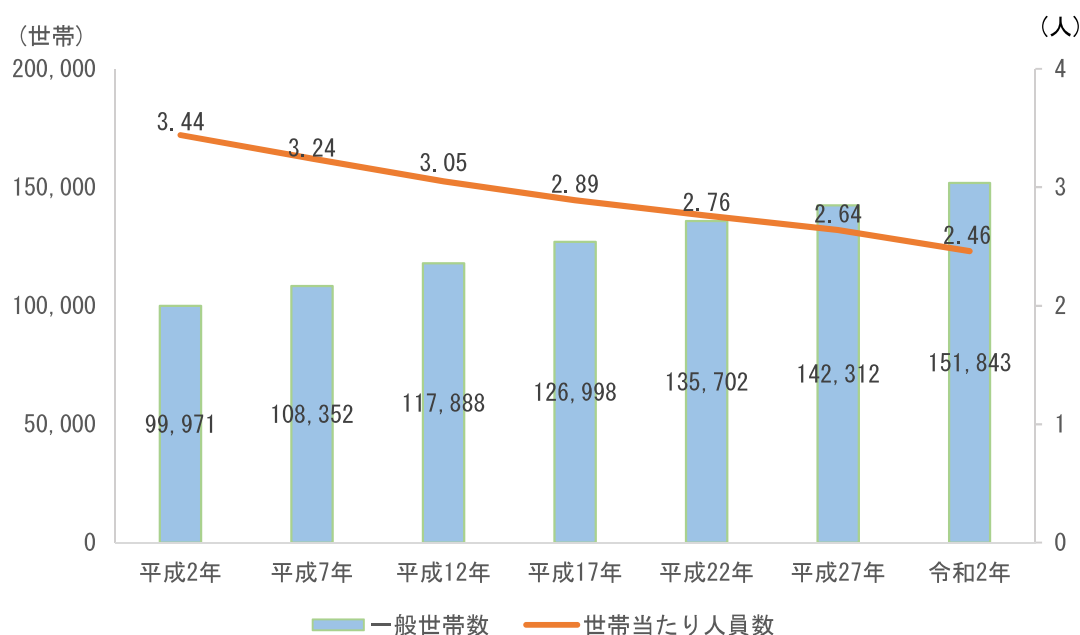
一宮市の世帯数をみると増加傾向にあります。1世帯あたりの人員数については減少しており、核家族や単身世帯等といった世帯の小規模化が進んでいることがうかがえます。

「世帯区分の推移」をみると、「夫婦のみの世帯」と「単身世帯」で特に増加率が高く、とりわけ「単身世帯」は、平成22(2010)年から令和2(2020)年にかけておよそ1.5倍に増加しています。

一方、「三世代家族」は減少し、「単身世帯」や「核家族世帯」の増加、世帯人員の減少等、家族形態が多様化しています。

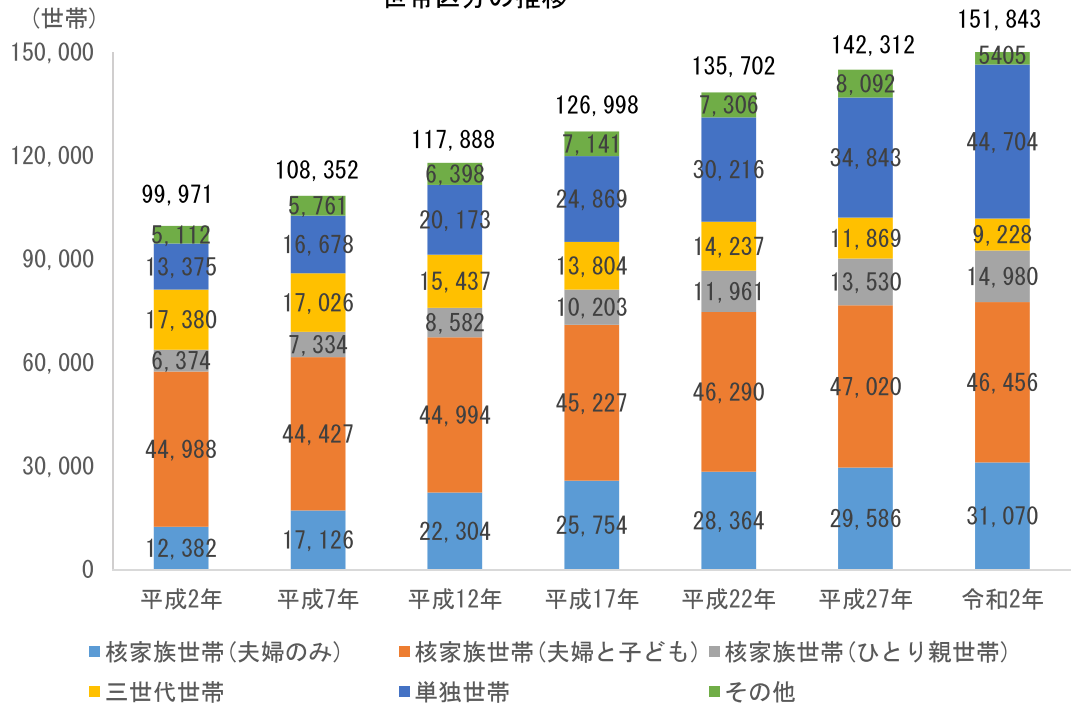
高齢者単身世帯数は継続して増加しており、特に平成22年から平成27年にかけては3,621世帯、平成27年から令和2年にかけては2,610世帯の増加と、直近10年の伸び率が高くなっています。

世帯数・世帯あたり人員数の推移



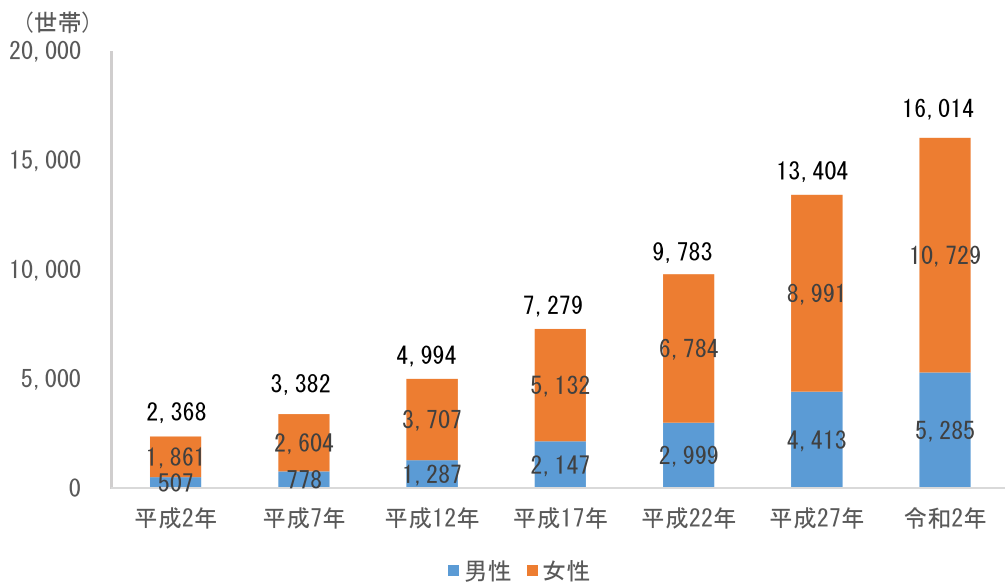
資料：国勢調査

世帯区分の推移



資料：国勢調査

高齢者単身世帯数の推移



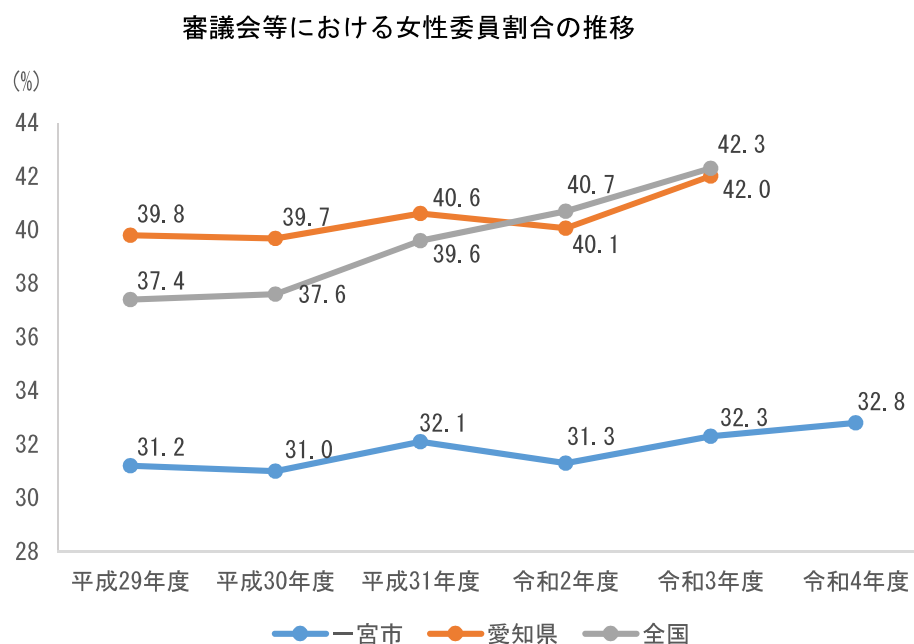
資料：国勢調査

2 一宮市における分野別の状況

(1) 政策・方針決定の場における男女共同参画の状況

○ 審議会等における女性委員割合の推移

全国調査の審議会等における女性委員割合の推移についても、女性委員、専門委員等の割合はともに上昇傾向にあります。一宮市の比率は全国、愛知県に比べ依然として低水準の傾向があります。

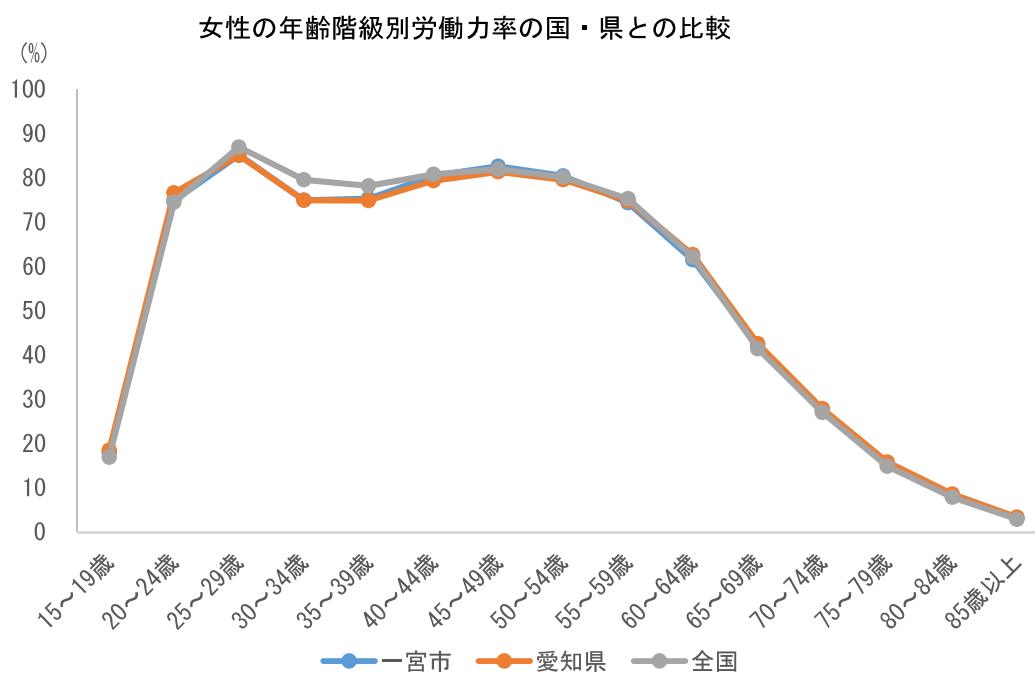


資料：一宮市：政策課、愛知県：愛知県県民文化部男女共同参画推進課、全国：内閣府資料

(2) 就業における状況

○ 女性の年齢階級別労働力率の国・県との比較

近年、「M字カーブ」のM字の谷の部分は浅くなっているものの、全国・県と同様に30～34歳及び35～39歳の労働力率に落ち込みが見られます。また、一宮市は愛知県とほぼ同率で推移していますが、全国と比較すると30～39歳の年代で労働力率が低くなっています。



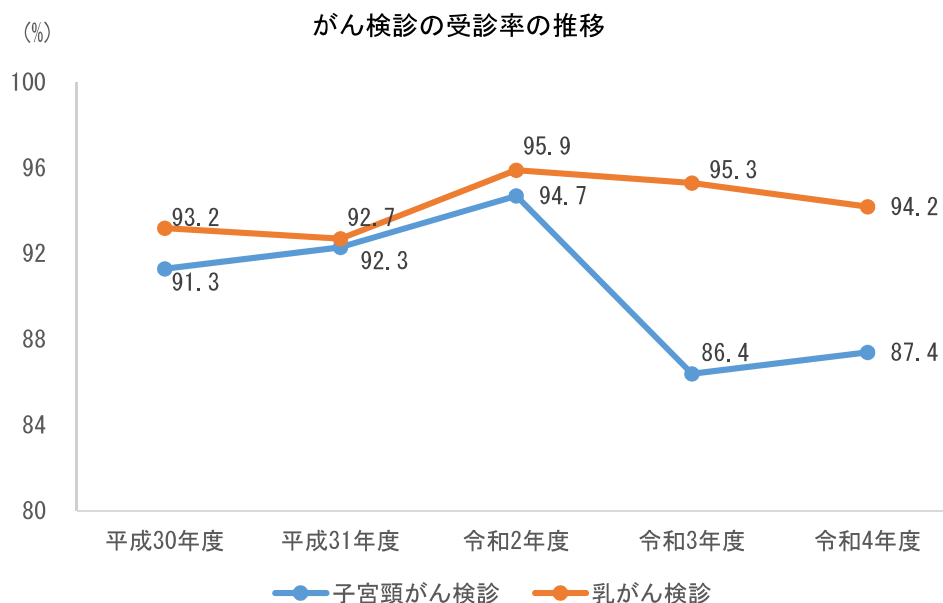
資料：国勢調査 2020年

(3) 女性の健康に関する状況

① がん検診の精密検査受診率の推移

女性は妊娠・出産や女性特有の更年期疾患等を経験する可能性があるなど、生涯を通じて男性とは異なる健康上の配慮が求められます。

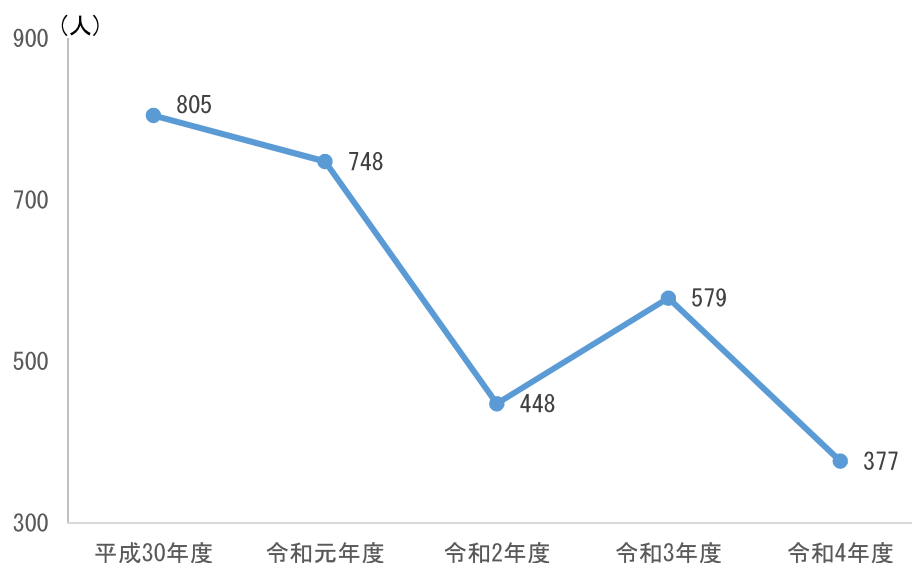
がん検診精密検査受診率の推移についてみると、乳がん精密検診は90%を超える高水準であるものの、令和2(2020)年から減少しています。一方、子宮頸がん精密検査受診率は、令和3(2021)年に大きく減少しています。



資料：保健総務課

② 節目骨検診の受診者数の推移

節目骨検診の受診者数は令和4年度にかけて減少傾向が続いています。



※対象者は20・25・30・35・40・45・50・55・60・65・70歳の節目年齢の女性
資料：健康支援課

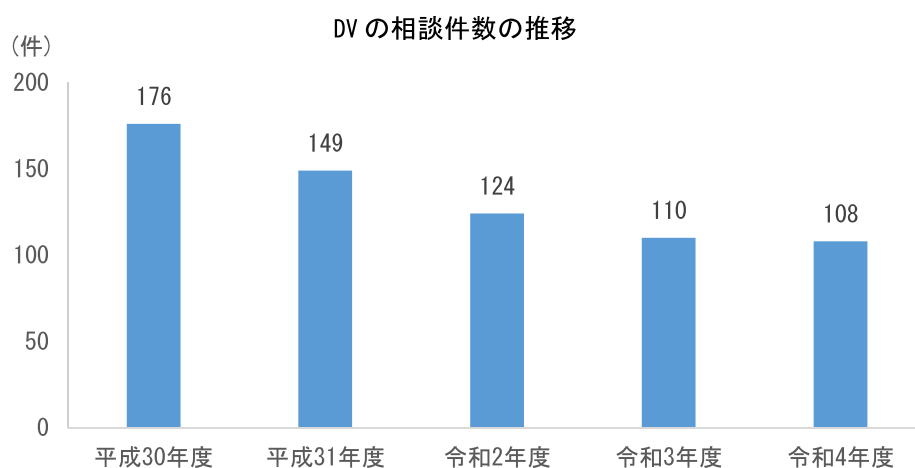
(4) 女性の暴力に関する状況

○ DVの相談件数の推移

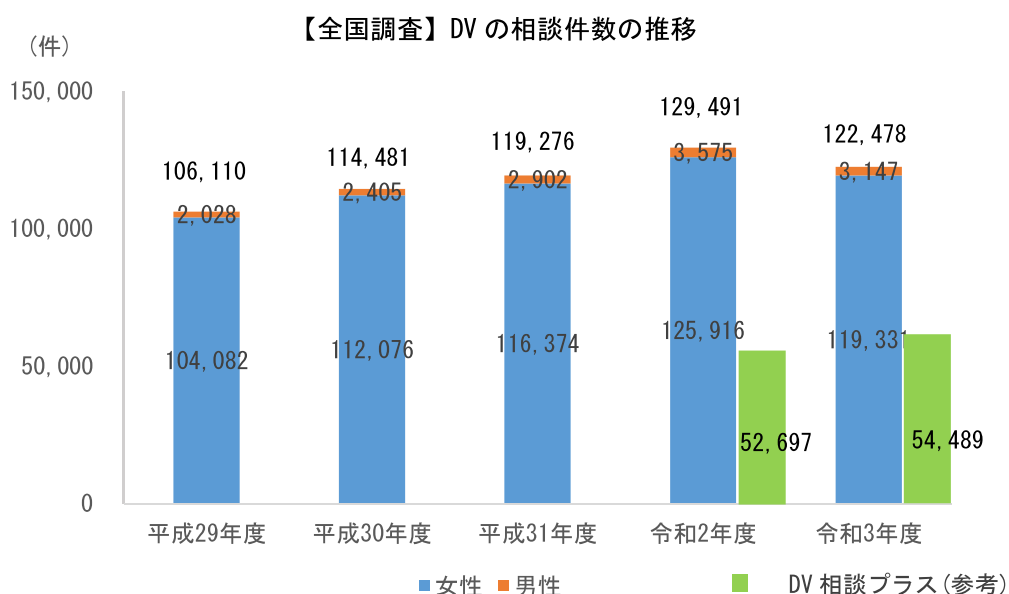
一宮市の「DVの相談件数の推移」についてみると平成30(2018)年から令和3(2021)年にかけて減少傾向にあります。

「【全国調査】DVの相談件数の推移」についてみると、令和3(2021)年にかけて減少に転じたものの依然高水準となっています。また、令和2(2020)年4月に内閣府が開設した24時間対応可能な電話、メール、SNSの相談窓口「DV相談プラス」の相談件数も一定数あることが分かります。

「【全国調査】配偶者からの被害経験」についてみると「何度もあった」「1、2度あった」を合わせた被害経験がある人の割合は女性で25.9%、男性で14.4%と女性のほうが被害にあう経験が多いことが分かります。

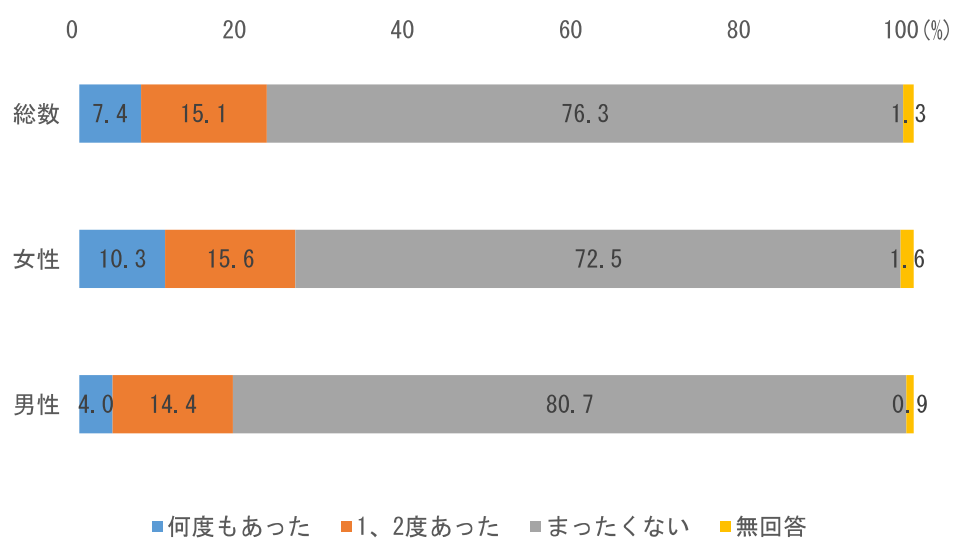


資料：子ども家庭相談課



資料：内閣府「配偶者暴力相談支援センターにおける配偶者からの暴力が関係する相談件数等の結果について」

【全国調査】配偶者からの被害経験



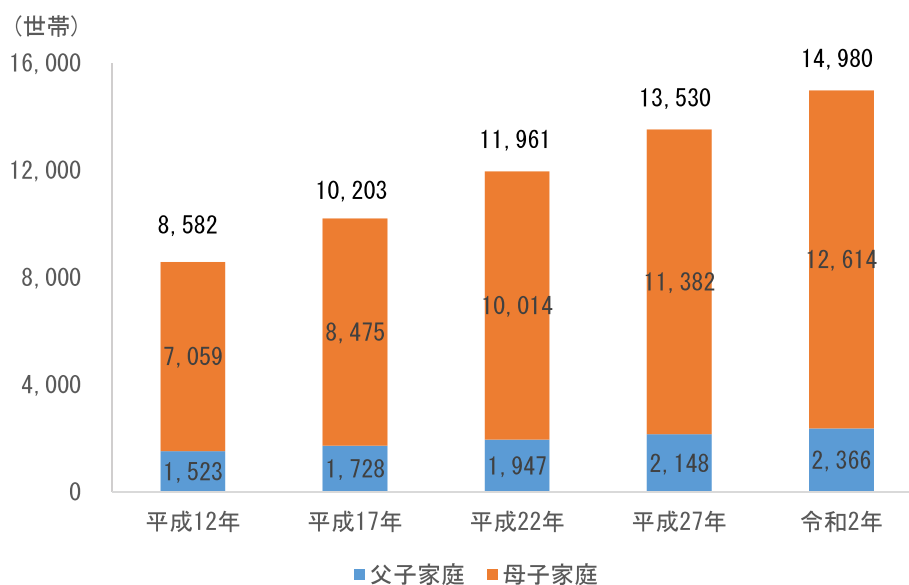
資料：内閣府「男女間における暴力に関する報告書」

(5) 困難を抱えた人に関する状況

○ 困難を抱えた人等の推移

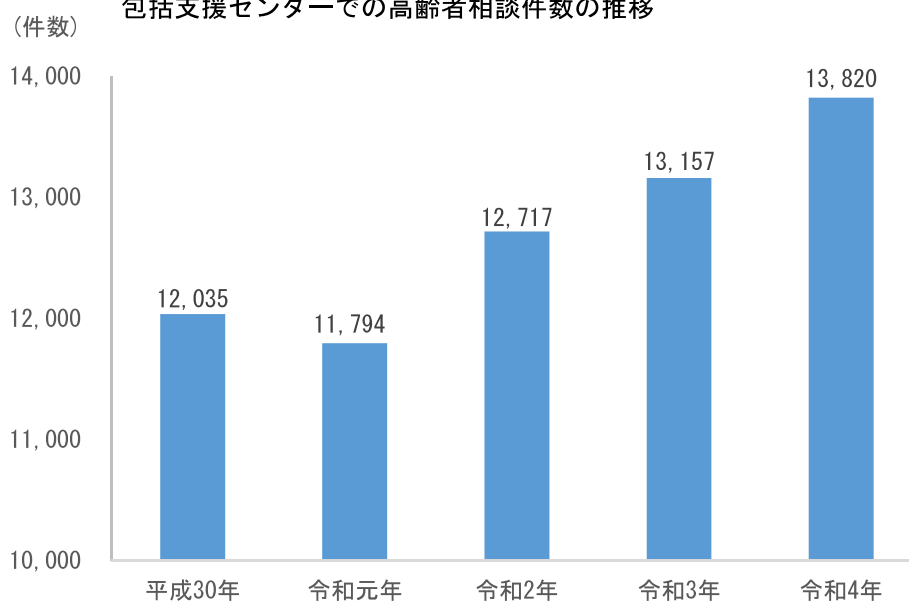
ひとり親家庭の世帯数は、父子家庭数、母子家庭数が増加の一途をたどっています。また、高齢者人口に伴い、包括支援センターでの高齢者相談件数も増加傾向にあります。

ひとり親家庭の世帯数の推移



資料：国勢調査

包括支援センターでの高齢者相談件数の推移



資料：高年福祉課

3 市民アンケート調査からみる一宮市の現状

調査概要

【調査目的】

- ・調査対象 一宮市内居住の18歳以上の男女 3,000人
- ・調査時期 令和5(2023)年5月
- ・抽出方法 無作為抽出法
- ・回収方法 郵送回収およびウェブ回答

標本数	回収数			有効回収率
		有効	無効	
3,000	郵送	874	0	35.3 %
	電子申請	186	0	
	計	1,060	0	

※回答は各質問の回答者数を基数とした百分率(%)で示しており、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100.0%にならない場合があります。

【アンケート調査の標本誤差】

アンケート調査を行う場合、その手間や費用を考慮して全母集団から適切な数を抽出し調査するため、アンケートの回答結果に誤差を生じます。それを標本誤差といい、次の計算式によって算出できます。

$$\text{(標本誤差)} = k \sqrt{\frac{(M-n)}{(M-1)} \times \frac{p(1-p)}{n}}$$

M: 母集団
k: 信頼率による定数(※)
※一般的に信頼率95%とすることが多く、その場合、k=1.96となる。

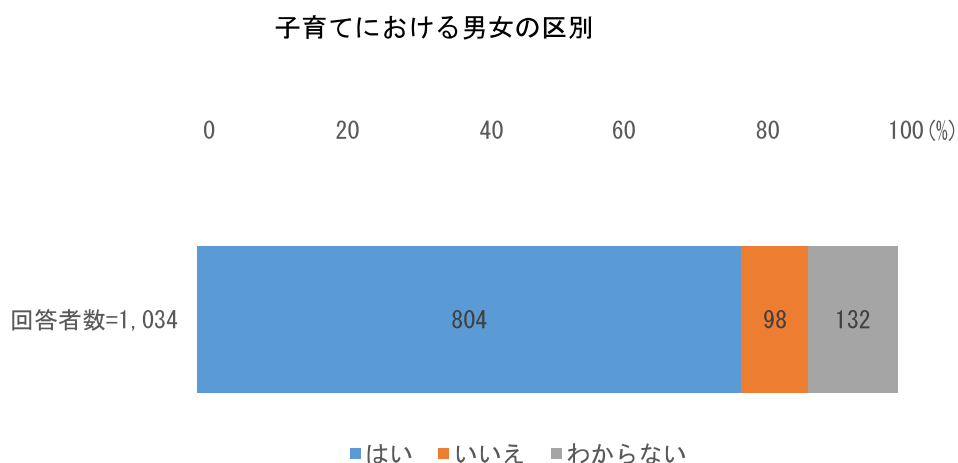
n: 有効回答数
p: 回答比率

今回の調査においては、約380,000人の市民の方から無作為に3,000人を選んで実施して、n: 有効回答数が1,060件となっており、ある設問について「はい」と回答した割合が80.0%であった場合、上記の式に当てはめて計算すると、標本誤差は約2.40%となります。約±2.40%の誤差を生じることとなりますので、その回答は(95%の確率で)76.0%~82.4%(80.0%±2.40%)の範囲内となります。

(1) 子育てにおける男女の区別

① 子育てにおける男女の区別

子どもを育てるにあたり、「男女の区別なく同じように育てたほうが良い」と思う人が全体の8割近くとなり、男らしく、女らしくのような「男女を区別して育てたほうが良い」と回答した人を大きく上回っています。



[ポイント]

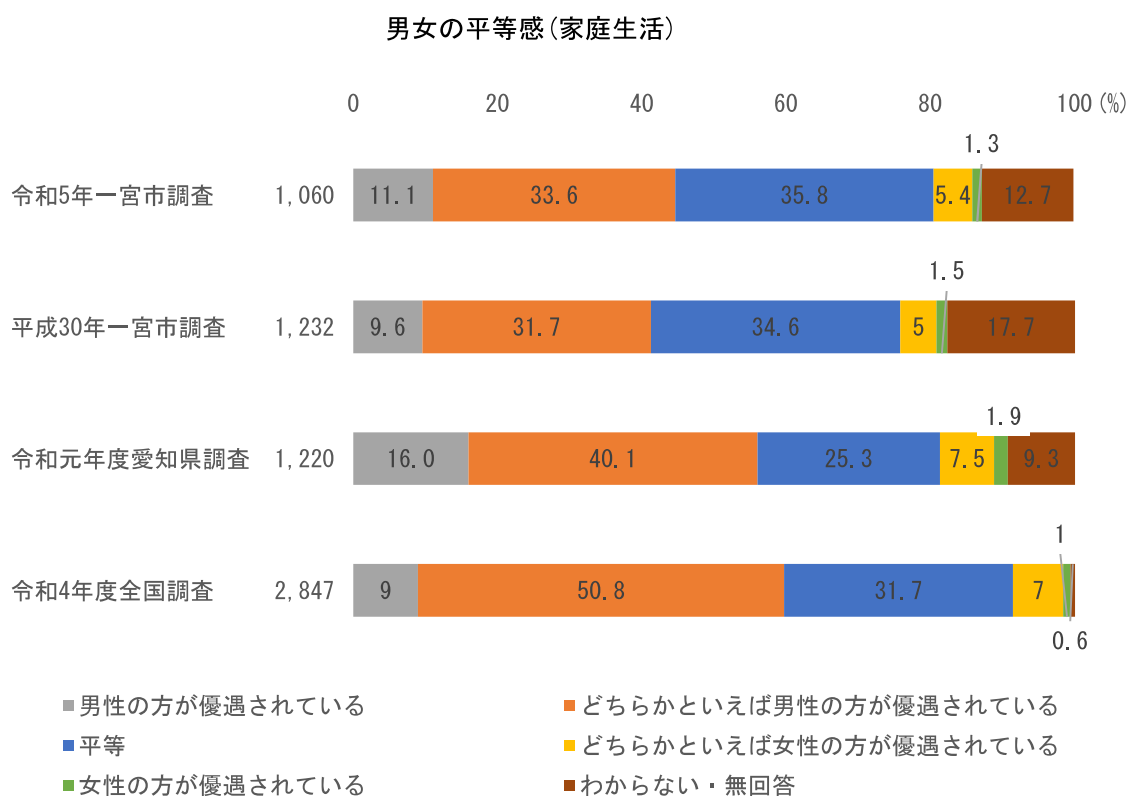
男女の区別なく子育てを行う意識は浸透してきていますが、より浸透させるためには、家庭や学校など身近な暮らしの中で、男女共同参画の視点を持つよう周知していくことが重要です。

(2) 男女の平等感

①家庭生活

「男性優遇」(「男性が優遇されている」+「どちらかといえば男性の方が優遇されている」)と回答した人の割合が高く、前回(平成30(2018)年)の一宮市調査時よりも増加しています。

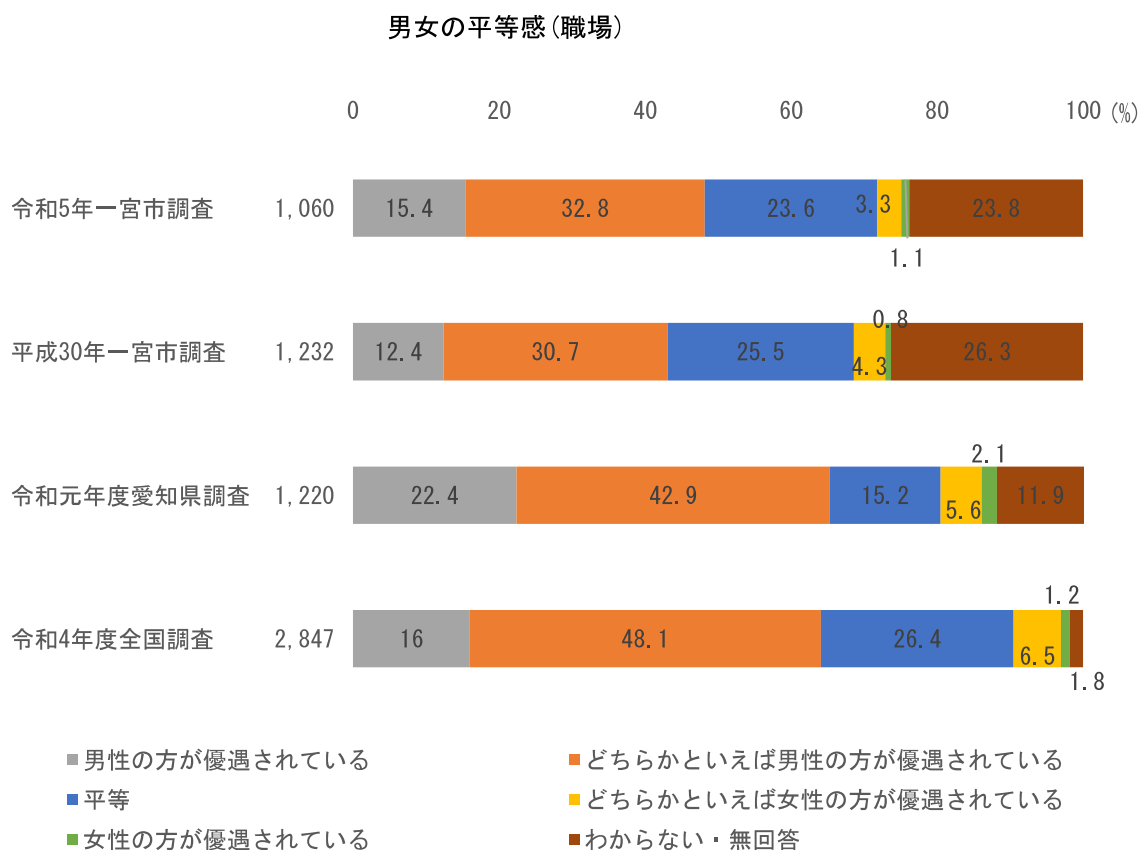
全国調査、愛知県調査と比較すると「男性優遇」と感じている人の割合は低く、平等と感じている人の割合が高い傾向があります。



②職場

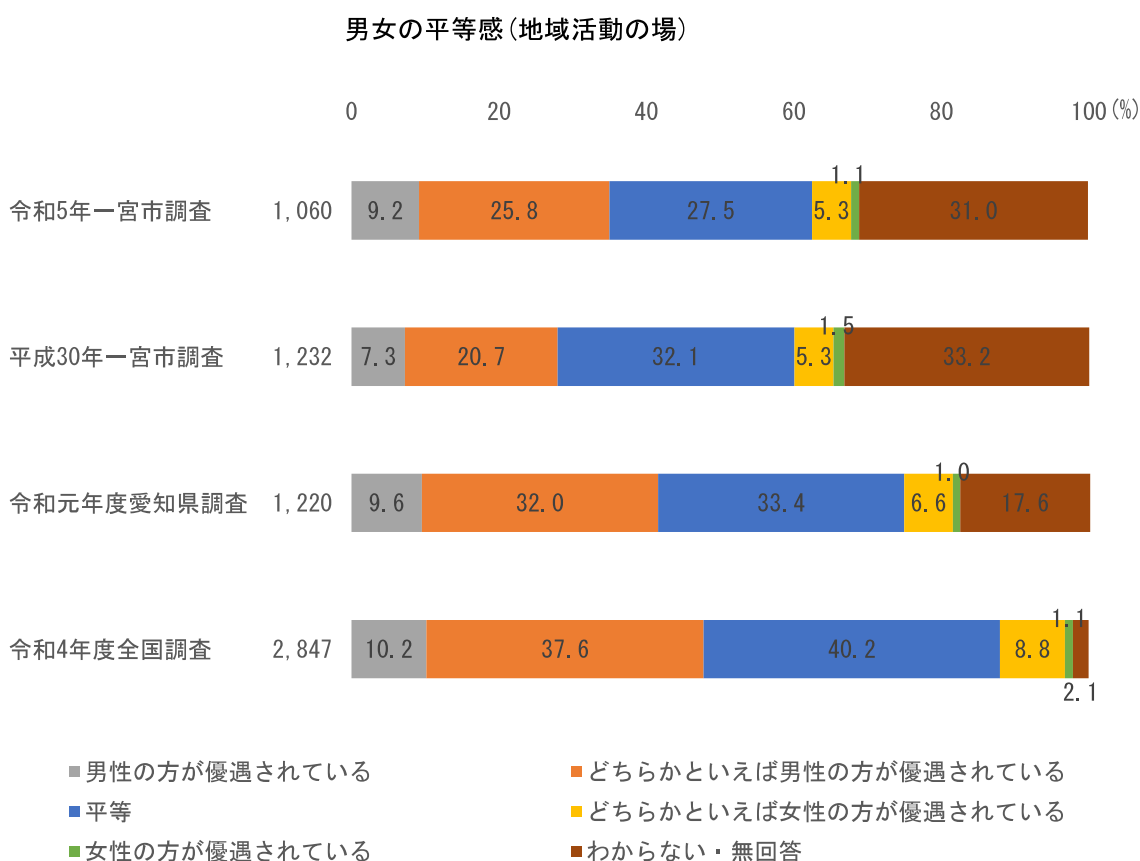
「男性優遇」（「男性が優遇されている」＋「どちらかといえば男性の方が優遇されている」）と回答した人の割合が5割近くになっており、「平等」と回答した人の割合を大きく上回っています。

前回調査（平成30（2018）年）の一宮市調査と比較すると、「男性優遇」と感じる人の割合が増加しています。また全国調査、愛知県調査と比較すると「男性優遇」と感じている人の割合は低く、平等と感じている人の割合が高い傾向があります。



③地域活動の場

前回調査(平成 30(2018)年)の一宮市調査と比較すると、「男性優遇」(「男性が優遇されている」+「どちらかといえば男性の方が優遇されている」と回答した人の割合が高くなり、「平等」と回答した人の割合が低下しています。全国調査、愛知県調査と比較しても、「平等」と回答した人の割合が依然として低いことがわかります。

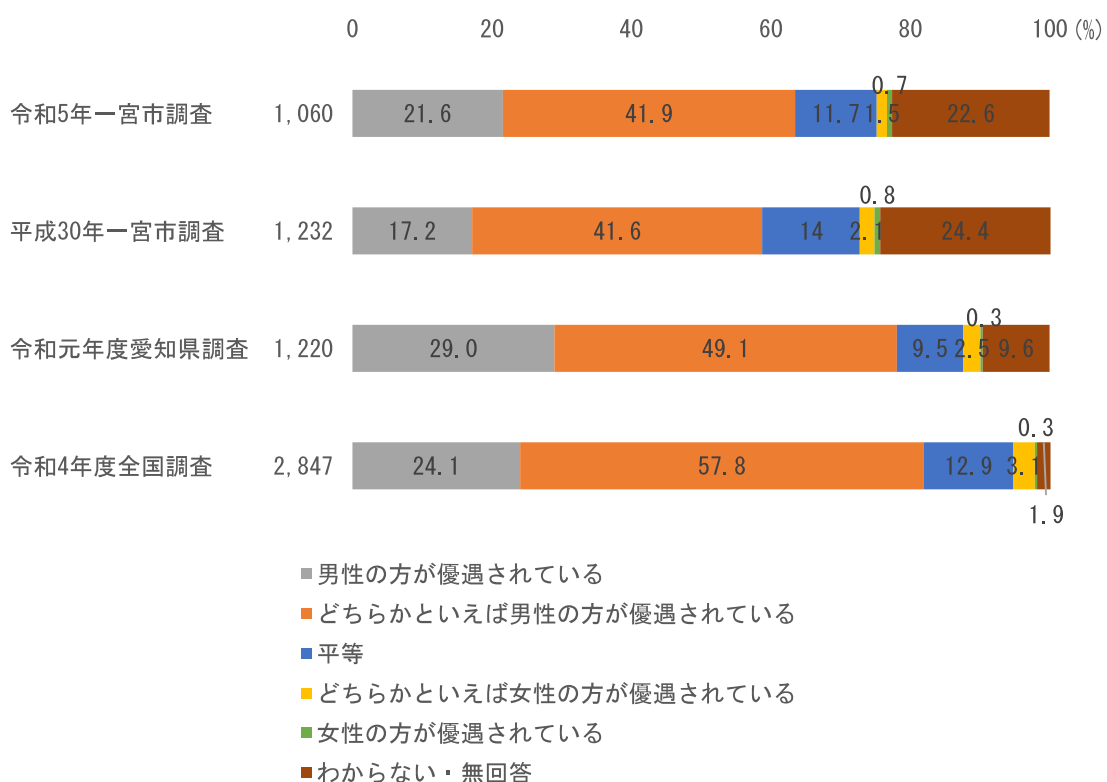


④社会通念・慣習・しきたりなど

「男性優遇」(「男性が優遇されている」+「どちらかといえば男性の方が優遇されている」)と回答した人の割合が6割を超え、前回調査(平成30(2018)年)の時より増加しています。

全国調査、愛知県調査と比較すると「男性優遇」と回答した人の割合は低い状況です。

男女の平等感(社会通念・慣習・しきたりなど)

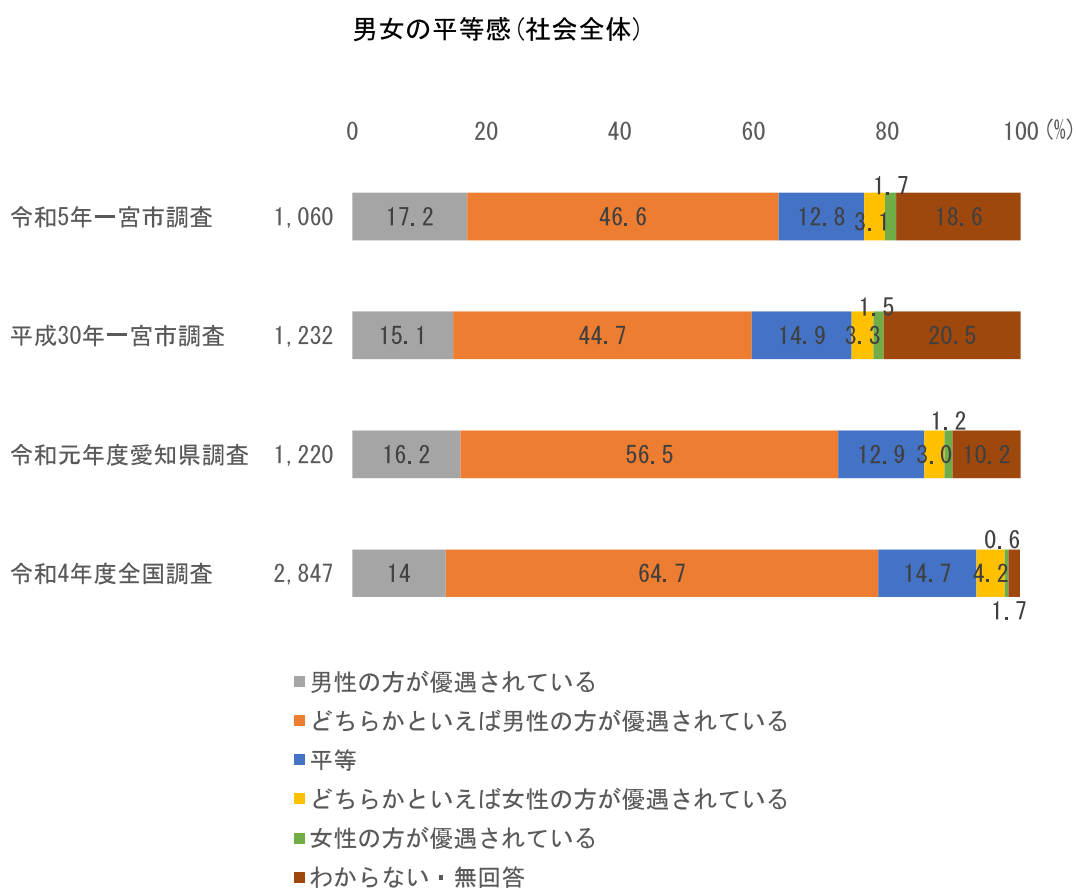


⑤社会全体

「男性優遇」(男性が優遇されている+どちらかといえば男性の方が優遇されている)と回答した人の割合が6割を超え、「平等」と回答した人の割合は1割程度と社会全体として「男性優遇」の意識は依然高い結果となっています。

前回調査(平成30(2018)年)の一宮市調査と比較すると、「男性優遇」の意識は変化の傾向はありません。

また全国調査、愛知県調査をとおして社会全体として「男性優遇」の意識は高い傾向があります。



[ポイント]

前回調査と比較すると社会のさまざまな場面において男性優遇感は高くなっている傾向があります。しかしながら全国、県と比較すると、男性優遇の意識は低い傾向がみられます。

一方、依然として社会通念・慣習・しきたりにおいて、また、社会全体としてみた場合には、男女の不平等感が残っている現状もうかがえます。

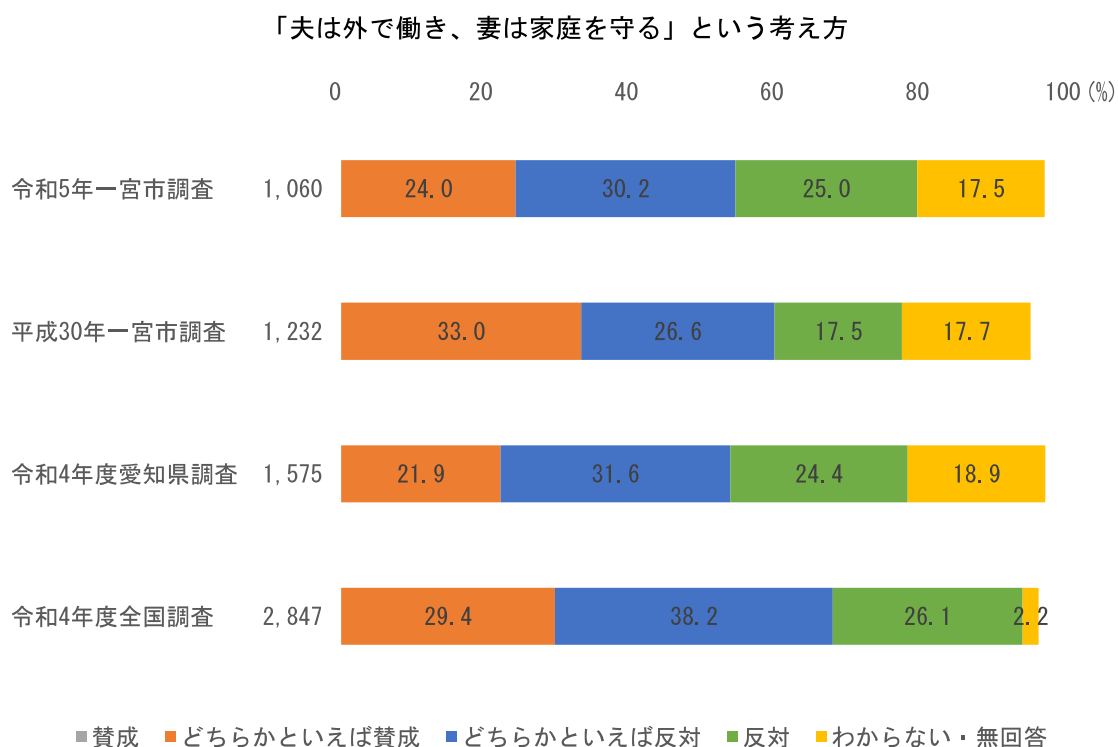
新型コロナウイルス感染症の拡大を経て、男女共同参画の重要性を再認識できるよう、より一層、周知・啓発活動を進めていく必要があります。

(3) 固定的性別役割分担意識

① 「夫は外で働き、妻は家庭を守る」という考え方

「反対」(「反対」+「どちらかといえば反対」と回答した人の割合が5割を超え、「賛成」(「賛成」+「どちらかといえば賛成」と回答した人の割合を大きく上回り、前回調査(平成30(2018)年)よりも「反対」の割合は増加しています。

全国、愛知県調査と比較すると、「反対」と回答した人の割合は低くなっています。

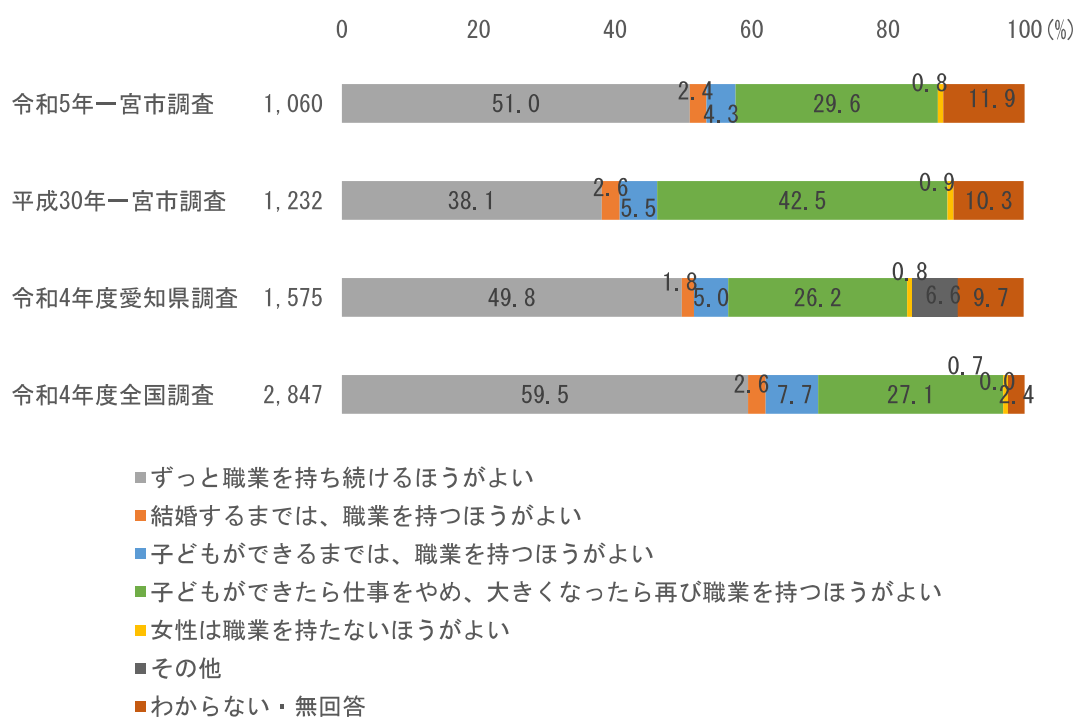


②女性が職業を持つということについて

「ずっと職業を持ち続けるほうがよい」と回答した人の割合が最も高く、5割を超え、前回調査(平成30(2018)年)より大きく増加しています。

全国調査と比較すると、「ずっと職業を持ち続けるほうがよい」と回答した人の割合は低くなっていますが、「子どもができれば仕事をやめ、大きくなったら再び職業を持つほうがよい」と回答した人の割合は、全国、愛知県の調査よりも高くなっています。

女性が職業を持つことについて



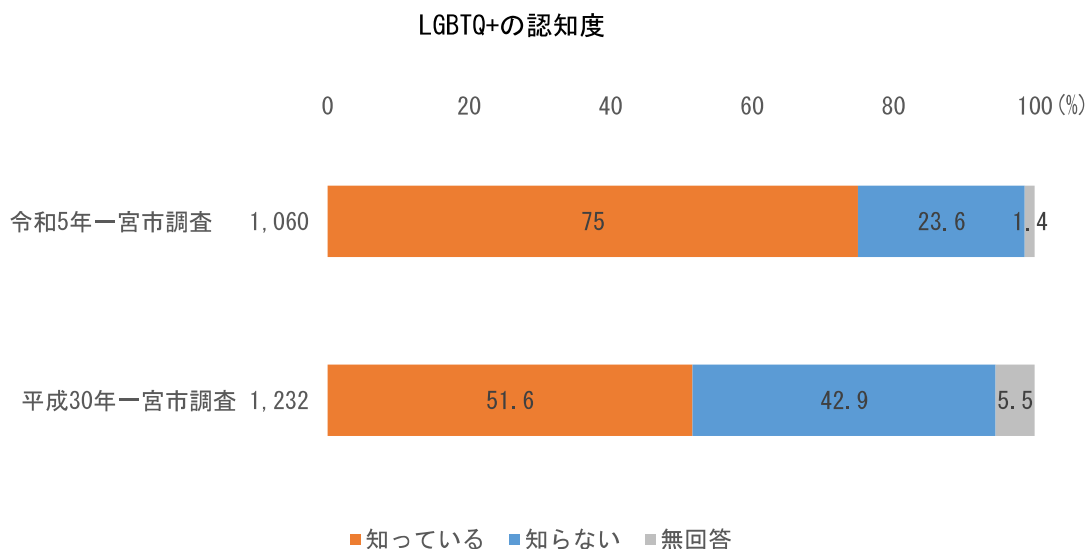
[ポイント]

「夫は外で働き、妻は家庭を守る」という考え方に否定的な考えを示す人や、女性が職業を持つということについて肯定的な考えを示す人の割合は、前回調査(平成30(2018))より増加しており、固定的な性別役割分担意識は解消に向かっている現状が見受けられます。しかし、全国と比較すると固定的性別役割分担意識を持つ人の割合は依然として高く、引き続き啓発が必要と考えられます。

(4) 性的少数者 (LGBTQ+等)

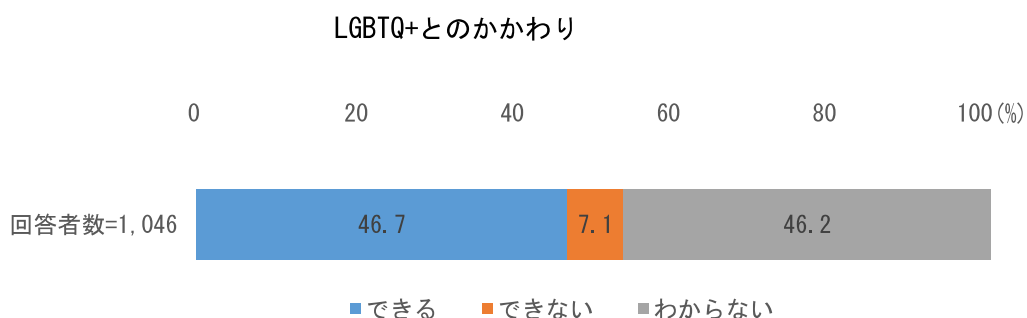
①性的少数者(LGBTQ+)の認知度

「知っている」と回答した人の割合が7割を超え、前回調査(平成30(2018)年)と比較しても「知っている」と回答した人の割合は大きく増加しています。



②性的少数者(LGBTQ+)とのかかわり方

身近な方が当事者だった場合に、これまでと変わりなく接することが「できる」と回答した人の割合が「できない」と回答した人の割合が上回っている反面、「わからない」と回答した人の割合が「できる」と回答した人の割合と同数程度となっています。



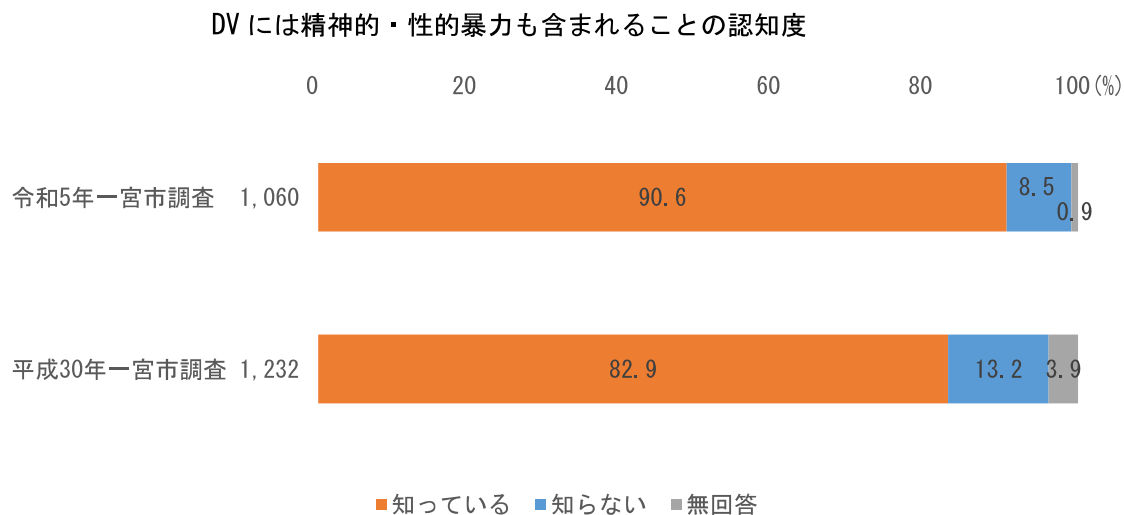
[ポイント]

LGBTQ+という言葉の認知度は高まっていますが、自分事として捉えるためには、引き続き理解促進のための啓発などが必要と考えます。

(5) DV (ドメスティックバイオレンス)

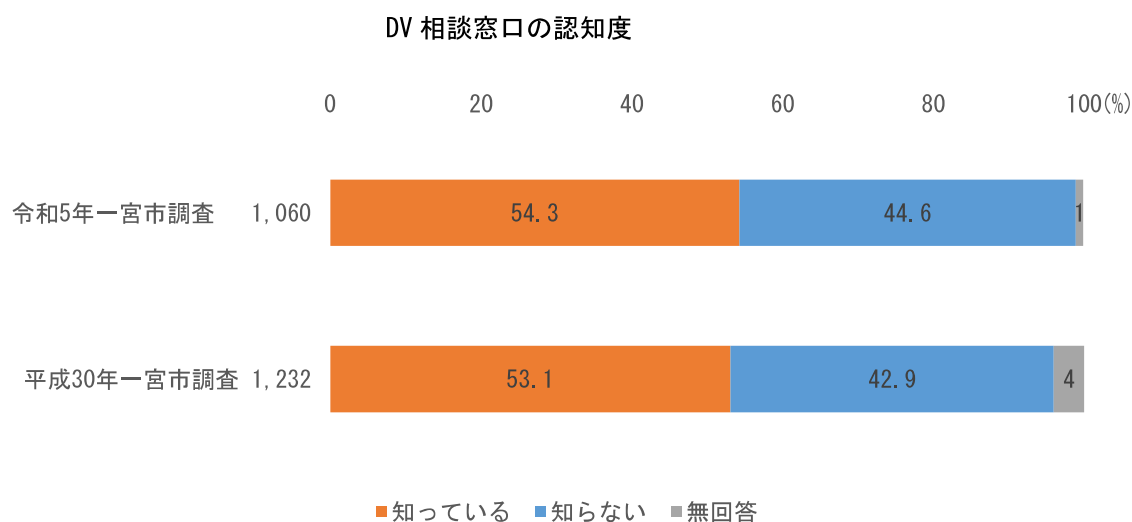
①暴力の概念に関する認知度

「知っている」と回答している人が9割を超え、前回調査(平成30(2018)年)と比較しても増加しています。



②DV相談窓口の認知度

前回調査(平成30(2018)年)と比較してほとんど差異がなく、「知っている」と回答した人の割合が5割程度に留まっています。



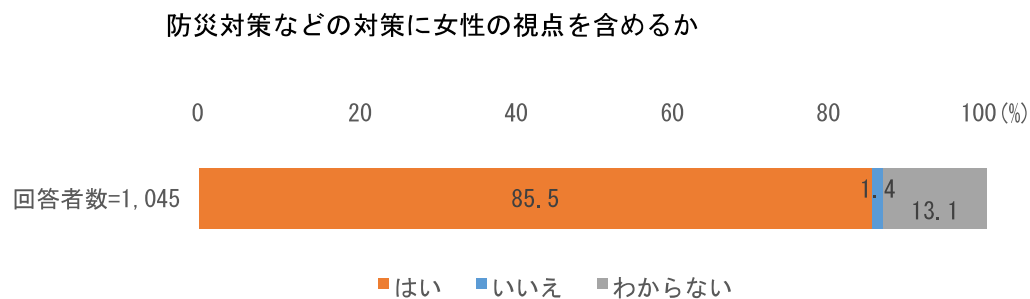
[ポイント]

DVに関する知識は浸透していますが、相談窓口の認知度は半数程度で変わっておらず、一層の周知が必要と言えます。

(6) 防災の取組

○防災対策などの女性の視点

防災対策などに女性の視点を含めた方がよいとする回答が8割を超え、防災分野においても男女共同参画の必要性が認識されています。



[ポイント]

多くの市民が防災分野での男女共同参画の必要性を感じています。一層の推進を図り、平常時から多様な視点を取り入れた体制作りが重要です。

4 第3次計画の評価

成果指標の達成状況

「第3次一宮市男女共同参画計画」の5つの基本目標における19指標のうち、「目標達成」は6指標、「改善傾向」は4指標、「停滞」は9指標となっており、男女共同参画が十分に推進されているとは言い難い状況です。

成果指標	基準値	現状値	目標値	達成状況
	平成30年 (策定時)	令和5年 (最終年)	令和5年 (目標年)	
基本目標1 男女共同参画社会に向けた意識の向上				
社会において男女の地位が平等と感じている人の割合(%)	16	13.3	20	停滞
「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方に肯定的な人の割合(%)	39	27.7	30	改善傾向
基本目標2 女性の活躍できる環境づくり				
男女差なく働けると感じる人の割合(%)	72.1	66.9	80	停滞
就職を希望する女性の就職率(%)	5.6	4.3	9	停滞
男性の育児休業取得率(%)	7.9	33.3	14	目標達成
女性の育児休業取得率(%)	94.4	87.5	100	停滞
待機児童が発生している学校区数(校区) 【放課後児童クラブ】	7	0	4	目標達成
基本目標3 あらゆる分野での男女共同参画の推進				
家庭において男女の地位が平等と感じている人の割合(%)	36.9	37.1	45	停滞
町会長の女性比率(%)	6	8.9	10	改善傾向
審議会等委員への女性登用率(%)	31	32.8	25	改善傾向
市職員における女性管理職の割合(%)	22	26.7	25	目標達成
公立小中学校の教員における女性管理職の割合(%)	15.3	21	17	目標達成
消防吏員の女性の人数(人)	3	8	6	目標達成

成果指標	基準値	現状値	目標値	達成状況
	平成 30 年 (策定時)	令和 5 年 (最終年)	令和 5 年 (目標年)	
基本目標 4 誰もが安心して暮らせる社会づくり				
健康に暮らしていると感じる人の割合 (女性)(%)	76.8	76.1	81	停滞
子宮頸がん検診受診率(%)	13.5	14	50	停滞
乳がん検診受診率(%)	16.2	15.5	50	停滞
性的少数者(LGBT 等)について知っている人の割合(%)	54.6	76.1	90	改善傾向
基本目標 5 配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶				
DV を理解している人の割合(%)	86.2	91.4	90	目標達成
DV に関する相談窓口を知っている人の割合(%)	55.3	54.9	75	停滞

※アンケート調査結果に関わる基準値、現状値は、無回答を除いた数値となっています。

【第3次計画での主な課題】

- どの場面においても男女の地位の平等感は停滞している。
- 各分野で活躍する女性の割合は増加傾向にあるが、国が掲げる目標値までには達していない。
- 健康に暮らしていると感じている人の割合、検診率が停滞している。
- DV に関する相談窓口についての周知が進んでいない。

第 3 章 計画のめざす方向

1 基本理念

男女が、互いにその人権を尊重しつつ、責任も分かち合い、性別に関わらず、その個性と能力を十分発揮することのできる男女共同参画社会の実現は、国の最重要課題の一つと位置付けられています。

「男女共同参画社会基本法」では、この男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することが目的とされています。

また、第7次一宮市総合計画において、男女共同参画に関連する施策として、「女性の活躍できる環境づくり」を掲げています。

本市はこれらの考えをふまえ、家庭や職業生活、地域社会などにおける男女共同参画の意識啓発や女性の社会参画の促進に一層努めなければなりません。

本計画においては以下の基本理念を掲げ、第3次計画を踏襲しつつ、多様性に富んだ男女共同参画社会の実現をめざします。

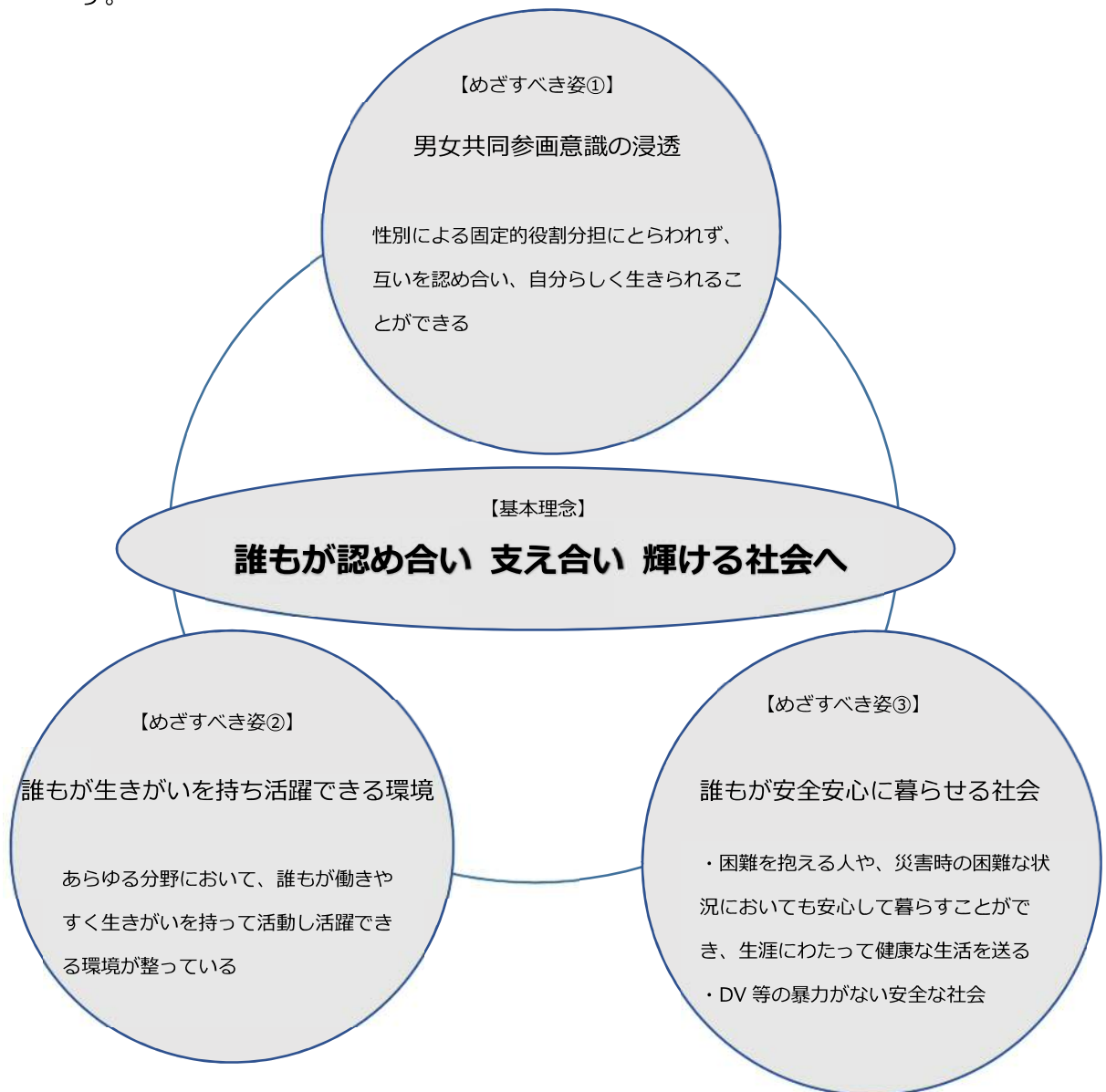
《基本理念》

誰もが認め合い 支え合い 輝ける社会へ

2 めざすべき姿

この計画では、第3次一宮市男女共同参画計画の進捗状況や、男女共同参画を取り巻く社会経済情勢の変化などを踏まえ、次の3つの「めざすべき姿」を掲げます。

これらのめざすべき姿を実現することが、この計画の基本理念の実現につながります。市はもちろん、個人や家庭、町内会を始めとする地域、民間の企業や団体、学校などが、それぞれの役割を認識し、責任を果たしながら、相互に協力して主体的に男女共同参画に寄与していくことが大切です。



3 基本目標

基本理念とめざすべき姿を実現するために、この計画の基本目標を次のとおり、設定します。

基本目標1 多様性を認め合う男女共同参画社会実現へ向けての意識改革
(一宮市女性活躍推進計画)

性別による固定的な役割分担意識を改革するとともに、多様性に富んだ男女共同参画社会についての意識づくりと教育の充実を進めます。

基本目標2 あらゆる分野で誰もが活躍できる環境の整備
(一宮市女性活躍推進計画)

誰もが働きやすい環境の整備や働き方の見直しを推進するとともに、あらゆる分野において個々に十分に能力を発揮し、活躍できるよう支援を進めます。

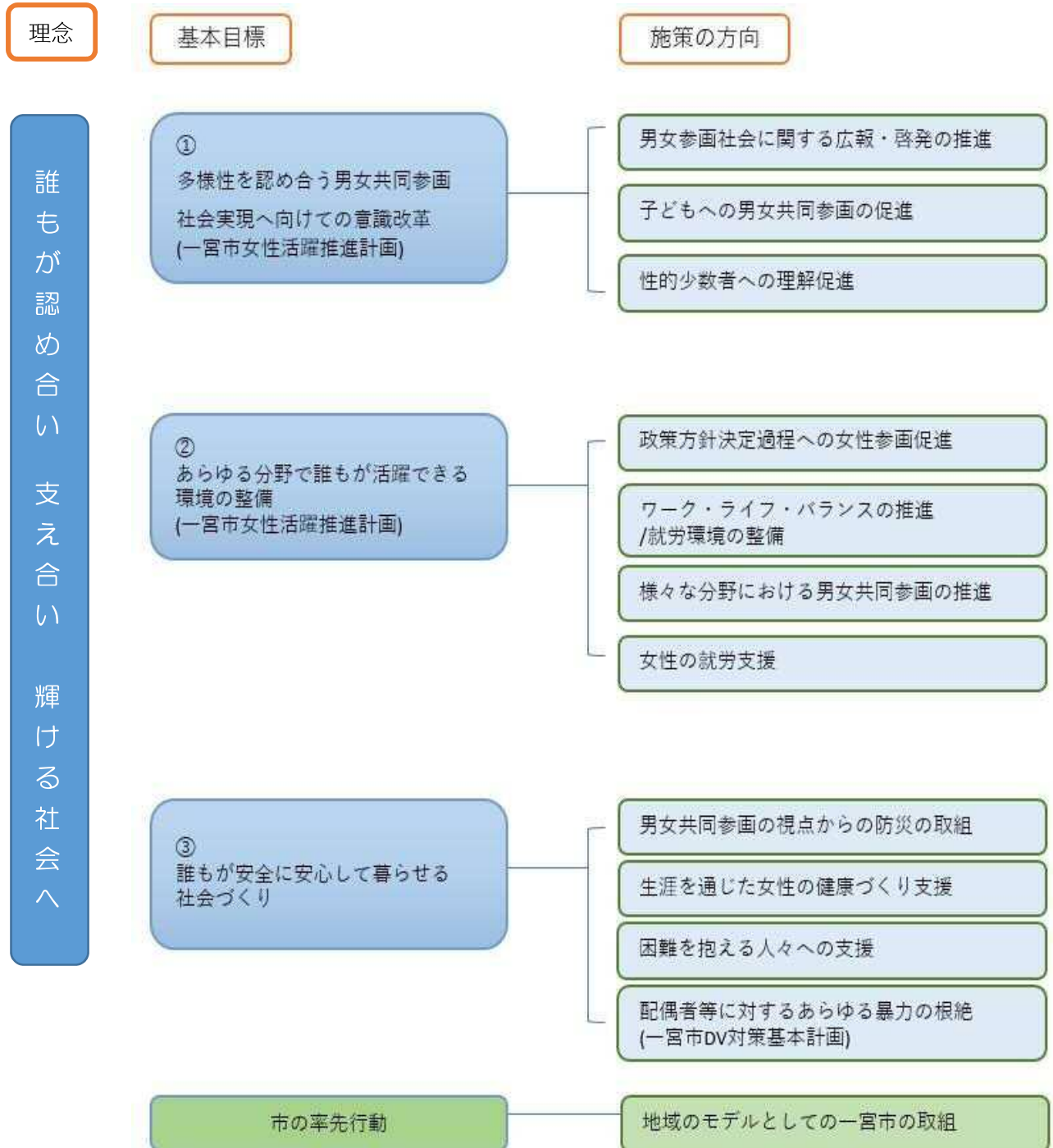
基本目標3 誰もが安全に安心して暮らせる社会づくり

様々な困難に直面する人々への自立と安定のための支援や、生涯にわたる健康づくりを支援するとともに、災害時においても誰もが安心できる体制づくりを進めます。

配偶者等に対するあらゆる暴力を根絶し、被害者への適時適切な対応ができる相談・支援体制を整えるよう取組を進めます。

(一宮市 DV 対策基本計画)

4 計画の体系



*男女共同参画社会の実現に向け、市民、事業所、地域、団体と広く連携していくなかで、男女共同参画のモデルとなるよう、市として率先的に取り組む行動を掲載します。

第4章 計画の内容

基本目標 1

多様性を認め合う男女共同参画社会実現へ向けての意識改革

(一宮市女性活躍推進計画)

指標

	成果指標	基準値 (2023年度)	目標値 (2026年度)
1	社会全体において男女の地位が平等と感じている人の割合	13.3%	30.0%
2	「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方に肯定的な人の割合	27.7%	21.0%
3	性的少数者(LGBTQ+)について知っている人の割合	76.1%	90.0%

※成果指標の基準値は、アンケート調査結果に基づいていますが、無回答を除いて算出しています。

(1) 男女共同参画に関する広報・啓発の推進

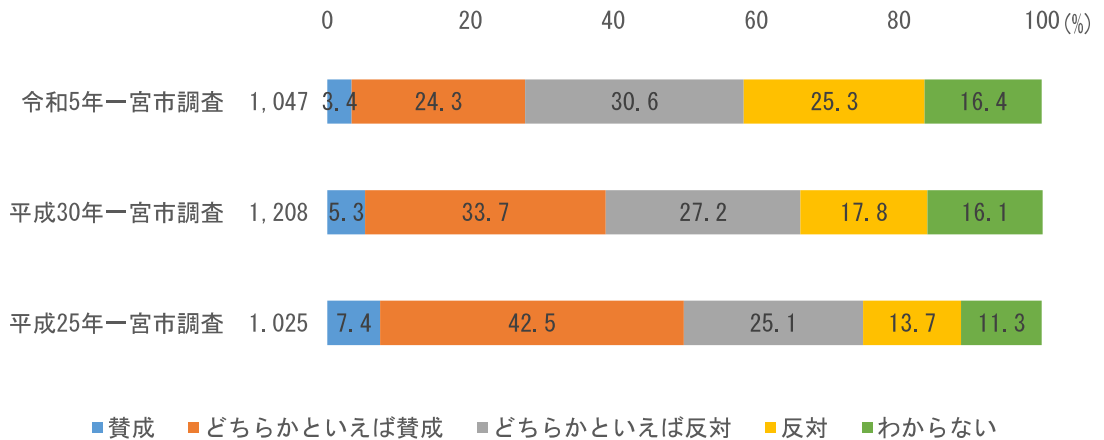
現状と課題

市民アンケート調査では、「夫は外で働き、妻は家庭を守る」という考え方について、「賛成」と「どちらかといえば賛成」を合わせた割合は10年前、5年前の調査に比べ大きく減少しており、固定的な性別役割分担意識は徐々に解消されつつあることがうかがえます。一方で、社会全体における性別による不平等感はいまだ強く残っており、男女共同参画意識が十分に浸透しているとは言い難い状況にあります。

固定的な性別役割分担意識は、個人の可能性を狭めてしまうことにもつながり、男女共同参画社会の実現を阻む根深い要因と言えます。

誰もが個性や能力を発揮できる男女共同参画社会の実現には、市民の正しい知識と必要性の理解が不可欠です。

「夫は外で働き、妻は家庭を守る」という考え



資料：市民アンケート調査(令和5年5月)

※第4章のグラフは無回答を除いて算出しており、「第2章 3 市民アンケート調査からみる一宮市の現状」のグラフの数値とは異なります。

施策の方向

市民が男女共同参画社会について共通した認識を持ち、その実現に向けて一人ひとりが意識を高く持てるよう意識啓発に努めます。関連機関との連携を図りつつ、ウェブサイトを中心とした各種媒体や情報紙による情報提供や、男女共同参画に関連した講座等の開催により啓発活動に取り組みます。

○ 広報紙・情報紙の発行等

事業の項目	内容	担当課
男女共同参画情報紙の発行	情報紙「いーぶん」を発行し、男女共同参画に関する意識啓発を行います。	政策課
各種媒体を通じた啓発	ウェブサイト、広報紙、横断幕等の様々な媒体を利用して男女共同参画の意識啓発を行います。	政策課
出前講座	市民などの希望により、男女共同参画に関する出前講座を実施します。	政策課

○ 講座・イベント等の実施

事業の項目	内容	担当課
男女共同参画推進セミナー	男女共同参画に関する理解・認識を深めるためのセミナーを開催します。	政策課
男女共同参画に関するイベント等の実施	男女共同参画に関するイベントや啓発のためのパネル展示を行います。	政策課

○ 市職員に対する啓発・研修

事業の項目	内 容	担当課
男女共同参画ガイドラインの作成、配付	職員向け男女共同参画ガイドラインを作成し、新入職員に配付するとともに、全職員に周知します。	政策課
男女共同参画に関する職員研修の充実	男女共同参画について、職員の意識浸透と理解のための研修を充実させます。	人事課

○ 資料の収集と市民への提供

事業の項目	内 容	担当課
資料の収集と提供	国・県などが発行する男女共同参画に関する資料や情報を収集し、市民に提供します。	政策課

○ 学びやすい環境づくり

事業の項目	内 容	担当課
各種講座等での託児	各種講座等にて、受講者の希望により託児を実施します。	関係各課

○ 男女共同参画の図書の実施

事業の項目	内 容	担当課
図書や資料の提供	男女共同参画に関する図書や資料の充実を図ります。	図書館管理課
男女共同参画に関する図書の展示	男女共同参画週間に関連図書の紹介、展示などを行います。	図書館管理課

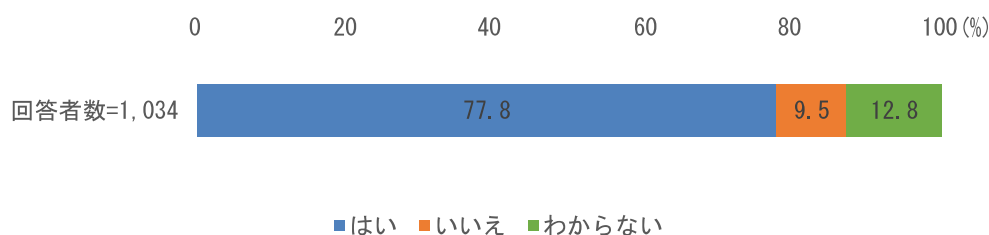
(2) 子どもへの男女共同参画の促進

現状と課題

市民アンケート調査では、77.8%が「男女の区別なく同じように育てたほうがよい」と回答しており、性別にとらわれることなく、一人ひとりが個性と能力を伸ばし、学ぶことができる環境が求められています。

また、日常のさまざまな場面で溢れている無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)は、時に価値観を押し付けたり、可能性を狭めてしまうことにもつながります。子どもの頃から男女共同参画についての理解を深め、自分自身や周りの人を認め合いながら健やかに成長できるよう、社会全体で取り組んでいくことが重要です。

男女区別なく育てたほうがよいと思う



資料：市民アンケート調査(令和5年5月)

施策の方向

学校教育の中で、人権の尊重や男女共同参画の視点を持った学びや学校生活を送ることができるよう、指導の充実を図ります。また、教員等に対しては、男女共同参画に対する理解を深めるための研修等を実施します。

無意識の思い込みにとらわれず、一人ひとりが自分らしい生き方ができるよう、キャリア教育を推進します。

○ 男女共同参画意識の定着

事業の項目	内容	担当課
男女共同参画に関する作品募集	小中学生への作品募集を通して、男女共同参画についての理解と関心を深める啓発を行います。	政策課
名簿作成上の配慮	名簿を作成する上で男子が優先との印象を与えないよう配慮します。	学校教育課
教員に対する男女共同参画意識の向上	男女共同参画に関する研修会への参加を促進します。	学校教育課
学校図書室における関係図書の充実	男女平等、人権についての児童生徒向けの図書の充実を図ります。	学校教育課

○ キャリア教育の推進

事業の項目	内容	担当課
キャリア教育の推進	職場体験等を通して、男女の区別なく、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していくことができるよう、健全な職業観、勤労観を育成します。	学校教育課

○ 子育て観の形成

事業の項目	内 容	担当課
赤ちゃんふれあい体験	赤ちゃんとふれ合ったり、母親から赤ちゃんとの生活などの話を聞かせてもらいます。	保育課

○ 年齢に応じた健康教育・性教育の推進

事業の項目	内 容	担当課
社会の状況と発達段階に応じた効果的な性教育の充実	「特別活動」の年間計画の中に「性教育」の時間を位置づけ、全小中学校全学年において実施します。	学校教育課

○ 男女共同参画の視点を持った道德教育の推進

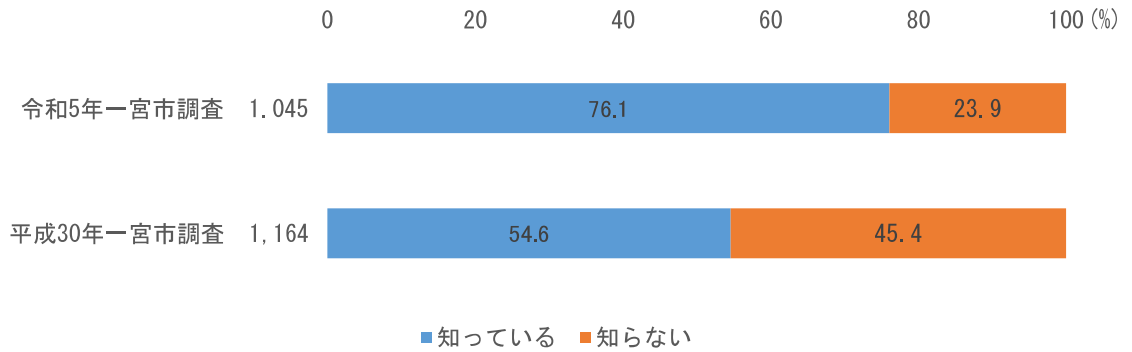
事業の項目	内 容	担当課
道德における男女の協力に関する指導	道德のカリキュラムに沿って、男女の協力について指導します。	学校教育課

(3) 性的少数者への理解促進

現状と課題

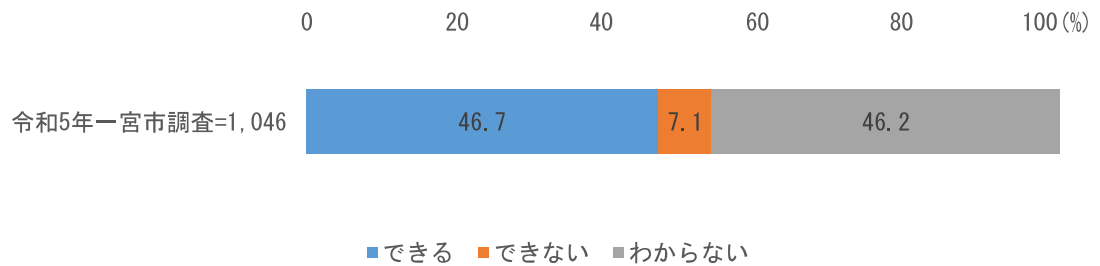
近年では性的少数者についての社会的認知が進みつつありますが、国民の理解増進のため、令和5年6月には「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が施行されました。また、全国の多くの自治体において、独自の制度により多様な性への理解を深めるための動きが始まっています。一宮市でも、性的少数者の方をはじめ、誰もが自分らしく生きることができる社会の実現を目指して、令和4年9月に「一宮市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」を導入しました。しかしながら、市民アンケートにおいて、身近な方が性的少数者だった場合、これまで通り接することができるかと回答した人の割合は半数以下となっており、より一層の理解促進が求められている状況です。

LGBTQ+の認知度



資料：市民アンケート調査(令和5年5月)

変わらず接することができるか



資料：市民アンケート調査(令和5年5月)

施策の方向

異なる価値観や多様な性の在り方について、互いに認め合うことができるよう、学校や家庭、地域など社会全体において理解促進に向けた取組を行っていきます。

○ 性的少数者への理解促進

事業の項目	内容	担当課
性的少数者についての意識啓発	講座や研修等を開催し、性的少数者(LGBTQ+等)に対する市民の理解を深めます。	政策課
一宮市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の周知啓発	パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度について、より多くの市民に周知するとともに性的少数者への理解促進に努めます。	政策課
様々な性を尊重する教育の実施	学校教育の場で、性に関する理解を深めるとともに、様々な性を尊重する意識を育てる教育を実施します。	学校教育課

基本目標 2

あらゆる分野で誰もが活躍できる環境の整備

(一宮市女性活躍推進計画)

指標

成果指標		基準値 (2023 年度)	目標値 (2026 年度)
1	性別に関係なく活躍の機会が与えられている人の割合	*1 24.7%	29.0%
2	男性の育児休業取得率	33.3%	50.0%
3	市職員における女性管理職の割合	26.7%	30.0%
4	市職員における男性の教育や子育てへの参画割合	*2 42.7%	70.0%
5	町会長の女性比率	8.9%	10.0%
6	ワーク・ライフ・バランスの支援をしている市内事業所数	104 社	116 社

*1 令和 4(2022)年 6 月実施の市民アンケート調査結果

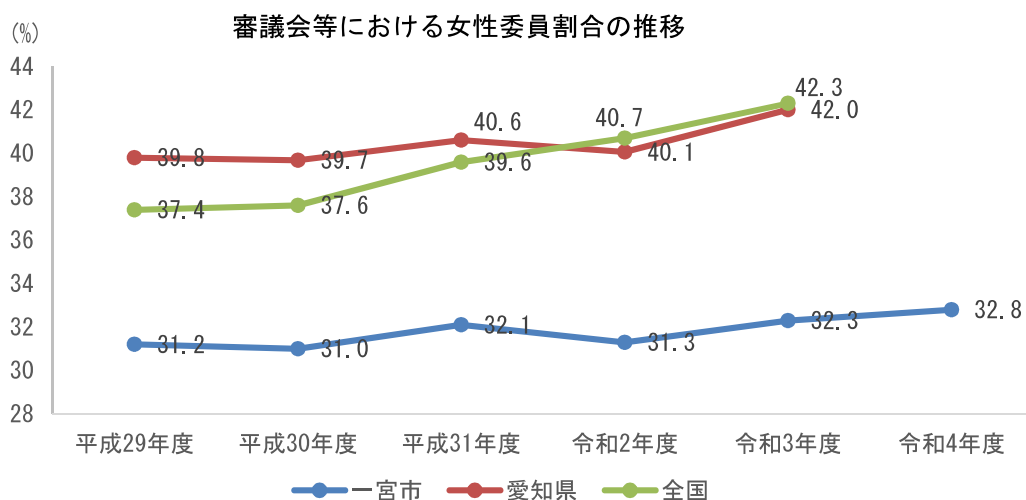
*2 令和 5(2023)年 10 月実施の職員アンケート調査結果

(1) 政策・方針決定過程への女性参画促進

現状と課題

女性のあらゆる分野への参画が少しずつ進む中で、政策・方針決定過程における女性の参画については、いまだ十分とは言えません。あらゆる分野に様々な人材が参画することにより、多様な視点・価値観を政策や方針に取り入れられることなどが期待されます。

性別を問わず、政策・方針決定過程へ参画する機会の均等を確保し、男女間の格差を改善することが重要です。



資料：一宮市；政策課

愛知県；愛知県県民文化部男女共同参画推進課

全国；内閣府資料

施策の方向

多様な意見を取り入れるため、市の審議会等委員について、女性委員の登用状況を把握し、バランスよく登用できるよう働きかけます。

市の職員においては、性別にかかわらず個人の能力を評価し、能力に応じて積極的に管理職への女性の登用を推進します。

○ 審議会等委員への女性の積極的登用

事業の項目	内容	担当課
女性の審議会等委員への登用推進	審議会等の委員への女性登用状況調査を内閣府調査に合わせて実施します。 また、女性登用率向上等を働きかけます。	政策課
市民参加人材名簿の作成、情報提供	審議会・市民会議等に参加している女性の情報を市民参加人材名簿としてとりまとめ、必要に応じて各課へ情報提供します。	政策課

○ 管理職への女性の積極的登用

事業の項目	内容	担当課
女性職員の管理職への登用推進	男女の区別なく個人の能力を評価し、管理職への女性の積極的登用を図ります。	人事課
女性教員の管理職への登用推進	男女の区別なく能力を十分学校教育活動に反映できるよう、管理職登用を図ります。	学校教育課

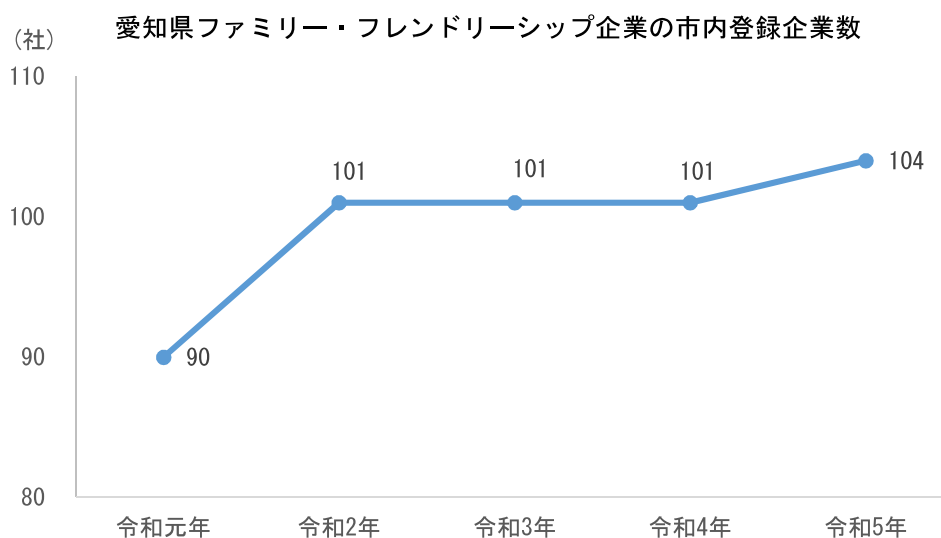
(2) ワーク・ライフ・バランスの推進／就労環境の整備

現状と課題

ここ数年では、テレワークの普及や男性の育児休暇取得率の上昇など、多様で柔軟な働き方が急速に広まりつつあります。仕事と家庭、地域活動等を両立し、誰もが仕事と生活の調和のとれた、豊かな暮らしを実現するうえで、ワーク・ライフ・バランスの推進は重要なものです。

事業主へのアンケート調査では、男性の育児休業取得率が33.3%と、第3次計画策定時の基準値7.9%から大きく上昇しました。また、国が示す目標値は令和5(2023)年3月に2025年度までに50%、2030年度までに85%と引き上げられ、少子化対策においても重要性が強調されています。

子育て、介護支援やワーク・ライフ・バランスの実現に向け、職場や家庭、地域等が一体となって就労を継続できる環境を整備することが必要です。



資料：愛知県ふぁみふれねっとあいち(各年5月時点)

施策の方向

ワーク・ライフ・バランスの必要性やメリットを、あらゆる立場の人たちが理解する必要があります。職場での支援制度の普及や充実について事業所等に働きかけ、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境づくりを推進します。

また、家事・育児や介護等と両立しながら継続して働くことができるよう、働き方に応じた保育サービスや放課後児童クラブ、介護支援サービスなどが選択できるように、情報提供やサービスの充実に努めます。

○ 国・県等との連携による両立支援に関する啓発

事業の項目	内 容	担当課
ワーク・ライフ・バランスセミナー	愛知県が主催するセミナーなどの情報提供等に努めます。	産業振興課

○男性の働き方の見直しに向けた啓発

事業の項目	内 容	担当課
各種媒体を通じた啓発	ウェブサイト、広報紙、横断幕等の様々な媒体を利用して男女共同参画の意識啓発を行います。	政策課
事業所向け男女共同参画出前講座	事業所等の希望により、事業所向け男女共同参画出前講座を実施します。	政策課

○ 子育てに配慮した職場環境づくり

事業の項目	内 容	担当課
愛知県ファミリー・フレンドリー企業登録制度の紹介	県及び市のウェブサイト、パンフレットにより周知します。	産業振興課

○ 子育て支援サービスの充実(保育所、放課後児童クラブ等)

事業の項目	内 容	担当課
情報紙の発行	「ゆめおりっこ」により、市の子育て支援関係の講座や情報、子育てサークル等に関する情報を提供します。	保育課
子育て支援サイトの活用	「いちのみや子育て支援サイト」及び「いちのみや子育て支援アプリ」を活用し、インターネット上で子育て情報を提供します。	子育て支援課
ファミリー・サポート・センター	地域において育児の援助を行いたい人と援助を受けたい人を登録・組織化し、必要なときに相互の紹介・調整を行います。	保育課
放課後児童クラブ	放課後児童クラブにおいて、仕事等で昼間保護者のいない家庭の小学生の児童に居場所を提供し、保護者が迎えに来るまでの間、子どもに適切な遊びと生活の場を提供します。	子育て支援課
子ども一時預かり	中央子育て支援センターに設置する一時預かり施設において、保護者のリフレッシュ等を目的に 4 時間まで子どもを預かります。	保育課
延長保育	勤務時間の関係で通常保育時間(8時～16時)には送迎できない保護者を対象に、保育時間の延長を行います。	保育課

事業の項目	内 容	担当課
病児・病後児保育	病気等で集団保育が困難な児童(6カ月～小学4年生)を、保護者に代わって保育します。	保育課
乳児保育	0歳から3歳未満で保育を必要とする児童を保育します。定員を確保し、事業を継続していきます。	保育課
放課後子ども教室	小学1年生から3年生を対象に子どもの安全・安心な居場所作りを目的として、主に授業終了後の6時限目に小学校の教室で自主学習や体験活動を行います。	青少年課

○ 介護支援サービス等の充実

事業の項目	内 容	担当課
家庭介護教室	要介護者への介護方法等についての知識・技術の習得や介護者同士の交流の場を提供します。	高年福祉課
認知症介護家族支援	認知症の介護などについての知識の習得や介護者同士の仲間づくり、個別相談を実施します。	高年福祉課

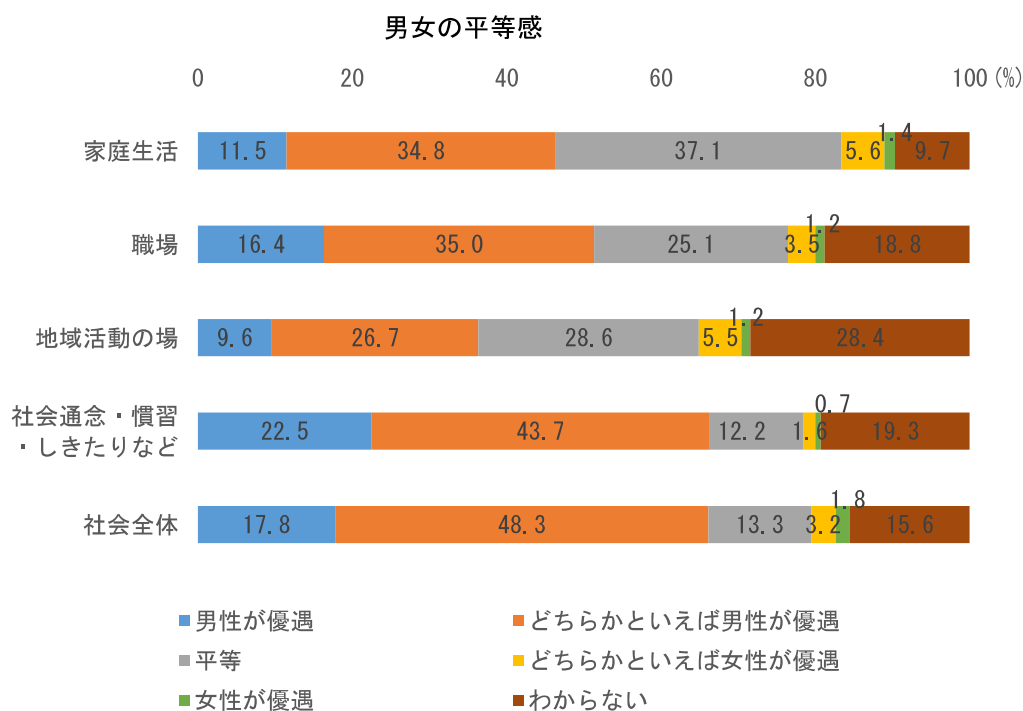
(3) 様々な分野における男女共同参画の推進

現状と課題

市民アンケート調査では、家庭や職場、地域活動など、どの分野においても「男性のほうが優遇されている」と感じている人の割合が一番大きな割合を占めています。

慣習や思い込みによって負担や人材が偏らないよう、男女共同参画の意識の浸透が重要です。

あらゆる分野において多様な視点や価値観を取り入れることができるよう、誰もが参画しやすい場の提供や固定的な性別役割分担意識にとらわれない、男女共同参画の意識の醸成が必要です。



資料：市民アンケート調査(令和5年5月)

施策の方向

女性の参画が少ない分野においては、参画や学習の機会や情報の提供、参画しやすい制度などの取組を推進します。

家庭においては、男女がともに役割を担い、不平等感なく積極的に参画することができるよう、参加の促進や意識啓発に取り組みます。

また、少子高齢化が一層進む中、地域活動において男女共同参画を推進していくために、性別や世代に関係なく、ボランティアやNPO活動等に、誰もが参加しやすくなるよう支援していきます。

○ 女性の能力開発のための情報・学習機会の提供

事業の項目	内 容	担当課
男女共同参画人材育成セミナーへの派遣	愛知県男女共同参画人材育成セミナーへ市民を派遣します。	政策課
男女共同参画人材育成セミナー修了生の活用	愛知県男女共同参画人材育成セミナー修了生の企画立案による男女共同参画に関するセミナー等を開催します。	政策課

○ 父親の育児参加の促進

事業の項目	内 容	担当課
マタニティクラス	妊娠中の過ごし方、出産・育児について学び、新米ママとの交流を行います。	健康支援課
父親サークルづくりの促進	一宮市子育て支援センター情報紙に父親の子育てに関する記事を掲載します。	保育課
パパもいっしょに遊ぼう！	父親とふれあい遊びをしたり、親同士で交流したりします。	保育課
幼児期家庭教育セミナー	就学前の幼児を持つ親やその家族を対象とした幼児期家庭教育セミナーを開催します。 親子で参加できるものを休日に開催し、父親等家族の参加を促します。	生涯学習課
赤ちゃんセミナー	妊婦及び乳児を持つ親(その家族)を対象として、妊娠・出産・乳幼児期の育児に対する不安の解消、子育てに必要な知識の習得とともに、子育てにおける家族と家庭の役割を考えることを目的に、赤ちゃんセミナーを開催します。 休日開催日も設け、父親等家族の参加を促します。	生涯学習課

○ 男性が参加しやすい生活実践講座等の開催

事業の項目	内 容	担当課
高齢者の栄養講座	高齢者が自分の食生活を振り返り、バランスよい食事を摂取できるように教室を実施します。	高年福祉課

○ 男性の介護参加の促進

事業の項目	内 容	担当課
家庭介護教室	要介護者への介護方法等についての知識・技術の習得や介護者同士の交流を実施します。	高年福祉課
認知症介護家族支援	認知症の介護などについての知識の習得や介護者同士の仲間づくり、個別相談を実施します。	高年福祉課

○ 地域における慣習等の見直し

事業の項目	内 容	担当課
各種媒体を通じた啓発	ウェブサイト、広報紙、横断幕等の様々な媒体を利用して男女共同参画の意識啓発を行います。	政策課
出前講座	市民などの希望に応じて、男女共同参画に関する出前講座を実施します。	政策課

○ 地域における活動団体への支援

事業の項目	内 容	担当課
市民活動支援センターの運営	市民活動に参加している市民活動団体の活動拠点となる支援センターを運営します。	市民協働課
一宮市市民活動サポート補助金	市民活動に参加する市民活動団体の活動に必要な経費の一部を補助します。	市民協働課
市民活動相談	男女共同参画にかかわる活動を含む市民活動についての各種相談に対して、市民活動の実務に精通したアドバイザーが対応します。	市民協働課
市民向けNPO講座	地域の課題を自ら主体的に解決しようと考え、実践しようとする地域のキーパーソンの発掘・育成を目的とした講座を開催します。	市民協働課
ボランティアを養成するための講習会	子育て支援センター事業に協力する子育てすけっとバンク登録者を養成する講習会を開催し、「子育てすけっとバンク」についての話、親子ふれあい遊びなどの講習を行います。	保育課
家庭教育支援ボランティア養成講座	市主催の家庭教育支援活動に参加・協力するボランティアを養成するため、実技を含めた講座と体験実習を行います。	生涯学習課
各種ボランティアへの支援	社会福祉協議会ボランティアセンターにおいて、男女がともに地域でボランティアに取り組めるよう、支援を行います。	社会福祉協議会

○ 農業等における男女共同参画の推進

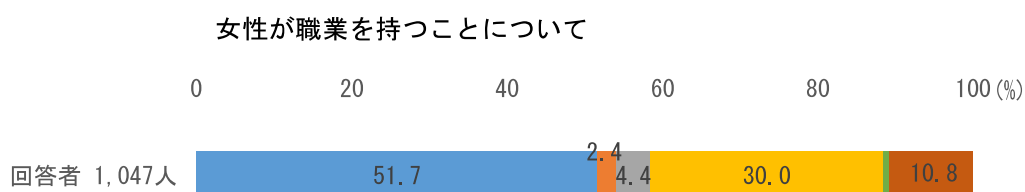
事業の項目	内 容	担当課
農村生活アドバイザー、一宮市女性農業者会議による啓発	農村生活アドバイザー協会の活動に対して人的支援を行います。 一宮市女性農業者会議の運営に対して補助を行います。	農業振興課
家族経営協定制度の普及啓発	家族経営協定制度締結に対する人的支援を行います。	農業振興課

(4) 女性の就労支援

現状と課題

市民アンケート調査では、「ずっと職業を持ち続けるほうがよい」と回答した人の割合が過半数を占めています。一方で、「妊娠・出産で仕事を辞め、子どもが大きくなったら再び職業を持つほうがよい」と回答した人の割合は約30%を占めており、子育て中の就職や就業を希望する人も多くいます。

女性が出産や育児等で離職した後でも、希望した形で能力を十分に発揮し、活躍することができるよう、周囲の理解や支援が必要です。



- ずっと職業を持ち続ける方がよい
- 結婚するまでは職業を持ち続ける方がよい
- 妊娠または出産するまで職業を持ち続ける方がよい
- 妊娠または出産したら仕事をやめ、子どもが大きくなったら再び職業を持つ方がよい
- 女性は職業を持たない方がよい
- わからない

資料：市民アンケート調査(令和5年5月)

施策の方向

就職や起業を支援するため、学習の機会や情報提供を行います。

また、妊娠・出産を経ても継続して働き、活躍することができるよう、女性が活躍できる就労環境の整備や理解促進のための意識啓発に取り組みます。

○ 女性の就職支援

事業の項目	内容	担当課
男女共同参画セミナー	女性の就職支援セミナーを開催します。	政策課
企業説明会等の開催	ハローワーク、愛知県、一宮商工会議所、若者サポートステーション等と連携し、合同企業説明会・就職支援セミナー等を開催します。	産業振興課
パンフレット等による普及啓発	パンフレットの配布により再雇用制度やマザーズハローワークの啓発を図ります。	産業振興課

○ 起業の場の提供

事業の項目	内 容	担当課
SOHOインキュベータオフィス運営	尾張一宮駅前ビルのビジネス支援センター内に 5 区画のオフィスを用意し、低廉な賃料で提供し起業を支援します。	産業振興課

○ ポジティブ・アクションの推進

事業の項目	内 容	担当課
公共調達における男女共同参画の推進	入札の際、総合的に評価して落札者を決定する「一宮市建設工事総合評価落札方式」において、社会貢献度の評価項目として「男女共同参画社会実現への貢献制度導入の有無」を設定しています。	契約課

○ 各種制度の周知・啓発

事業の項目	内 容	担当課
ワーク・ライフ・バランスセミナー	愛知県が主催するセミナーなどの情報提供等に努めます。	産業振興課
パンフレット等による普及啓発	パンフレットを活用し、各種制度の周知を行います。	産業振興課

基本目標 3

誰もが安全に安心して暮らせる社会づくり

指標

果指標		基準値 (2023 年度)	目標値 (2026 年度)
1	自主防災リーダー研修の修了生における女性の割合	13.1%	14.0%
2	健康の維持、増進に取り組める環境が整っていると思う人の割合	58.6%	60.0%
3	子宮頸がん・乳がん検診の精密検査受診率	※ 92.0%	95.0%
4	DV を理解している人の割合	91.4%	100%
5	DV に関する相談窓口を知っている人の割合	54.9%	80%

※令和 5(2023)年度 4 月時点、令和 3 年度実績値

(1) 男女共同参画の視点からの防災の取組

現状と課題

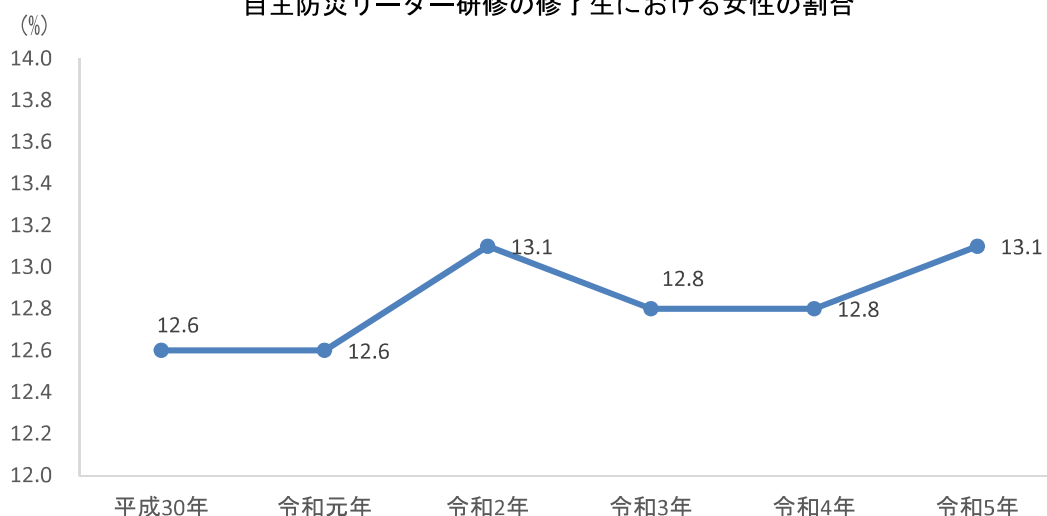
豪雨災害や地震等の自然災害が全国的に増加しており、防災分野での男女共同参画の視点について、改めて重要性が認識されています。

短期的なものだけでなく、長期的に対応が必要となる場面も想定することが必要であり、平常時から女性をはじめ多様な視点を持った体制整備が重要となります。

市民アンケート調査では、85.5%の人が、防災対策などに女性の視点を含める必要があると回答しており、女性参画の必要性が高まっています。

地域の防災力を高めるために、防災分野への女性の参画をより一層推進する必要があります。

自主防災リーダー研修の修了生における女性の割合



資料：庁内資料

施策の方向

防災分野における多様なニーズやリスクへ対応するために、土台となる地域防災計画において、男女共同参画の視点を取り入れて検討を行います。

また、引き続き女性消防吏員の増加を図るとともに、災害時の地域住民のリーダーとなる自主防災リーダーの養成を、男女共同参画の視点に基づいて進めます。

○防災分野における男女共同参画の充実

事業の項目	内容	担当課
地域防災計画の推進	男女共同参画の視点を取り入れていきます。	危機管理課
出前講座	出前講座で、男女共同参画の視点を取り入れた防災意識の向上を図ります。	危機管理課
自主防災リーダー養成	男女共同参画の視点に基づいた自主防災リーダー養成を進めていきます。	危機管理課
婦人消防クラブに関する活動支援	多様な視点を取り入れ、地域防災力における男女共同参画を進めます。	予防課
消防吏員への女性登用の推進	防災分野における多様なニーズ・リスクへの対応力を高めるため、防災を担う組織において女性の登用を推進します。	消防本部総務課

(2) 生涯を通じた女性の健康づくり支援

現状と課題

男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の実現のために最も基本的で重要な要件となります。

特に女性は妊娠・出産や、女性特有の更年期疾患を経験する可能性があるなど、生涯を通じて男性とは異なる健康上の問題に直面することに留意する必要があります。男女が互いの健康をいたわり合い、自分らしく充実した生活を送るために、健康課題について正しい知識を持ち、健康づくりに取り組むことが必要です。

健康に暮らしていると感じている女性の割合について



資料：市民アンケート調査(令和5年5月)

施策の方向

生活習慣や身体的な特徴の違いによって男女で異なる健康上の問題に直面することを踏まえ、生涯を通じた健康づくりのために、住民健診の実施や受診後のフォローアップ、専門職による健康相談の実施や健康情報の提供等に取り組みます。

妊娠から出産、産後期においては、それぞれの段階に応じた相談・指導など母子保健施策を充実し、安心して妊娠・出産・育児ができるよう、環境づくりを進めます。

○ 健康情報の提供の充実

事業の項目	内容	担当課
保健所だよりやウェブサイトによる健康情報の提供	保健所だよりを市広報と一緒に配布するとともに、健康情報をウェブサイトに掲載します。	保健総務課

○ 健康診断・検診制度の充実

事業の項目	内 容	担当課
子宮頸がん・乳がん検診の受診促進	子宮頸がん・乳がん検診を実施します。 子宮頸がん検診は20歳の方、乳がん検診は40歳の方へ、無料クーポン券を配布します。	保健総務課
節目骨健診	20・25・30・35・40・45・50・55・60・65・70歳の節目年齢の女性に骨密度測定を実施します。	健康支援課

○ 妊娠・出産期の母親の健康管理

事業の項目	内 容	担当課
妊婦健康診査・妊産婦歯科健康診査	母子健康手帳の交付時に妊婦健康診査(14回)の受診票を交付し、受診勧奨します。 母子健康手帳の交付時に、妊娠中から産後1年以内の間に受診できる妊産婦歯科健康診査受診票(1回)を交付します。	健康支援課
妊娠32週家庭訪問	妊婦に対して家庭訪問し、妊娠中の生活や出産後の育児、保健サービスについて助言します。	健康支援課

○ 産前・産後の母親の支援の充実

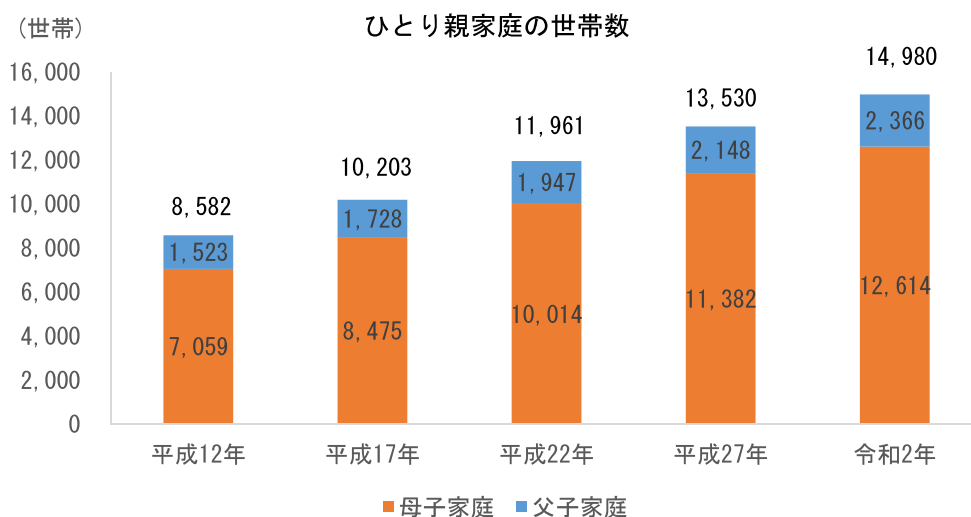
事業の項目	内 容	担当課
こんにちは赤ちゃん訪問、新生児・産婦訪問	新生児・産婦訪問を一宮市助産師会に委託します。 乳児がいる家庭(新生児産婦訪問を受けていない方)に訪問員・保健師が訪問し子育て支援に関する情報提供や育児相談を行います。	健康支援課
マタニティクラス	妊娠中の過ごし方、出産・育児について学び、新米ママとの交流を行います。	健康支援課
新米ママさん教室	助産師や栄養士が話をし、個別相談や交流会を行います。	健康支援課
産後ヘルプ	出産前・出産後の体調不良のため家事や育児が困難な方、または多胎児を出産した方(依頼者)に、家事や育児の援助をしてくれる方(援助者)を紹介します。	保育課

(3) 困難を抱える人々への支援

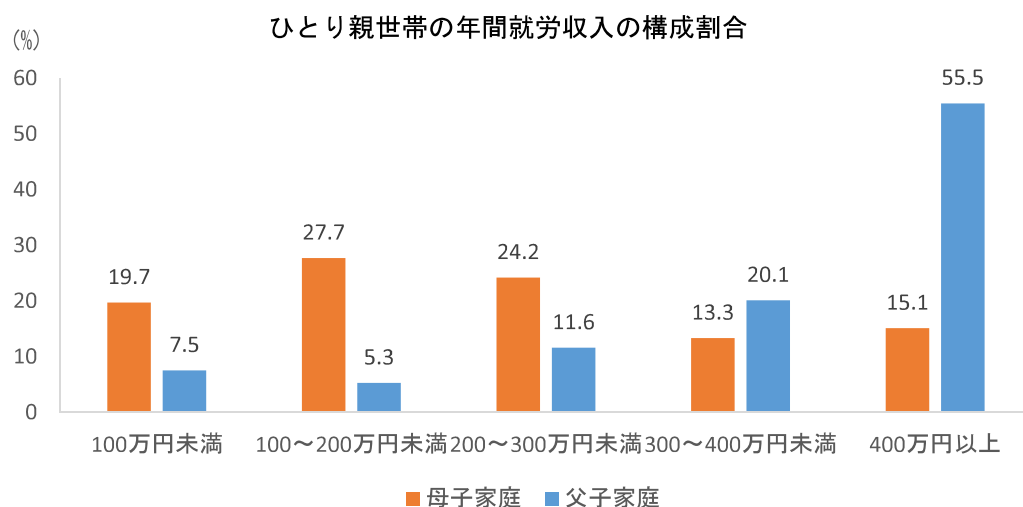
現状と課題

ひとり親世帯や単身高齢者世帯、非正規雇用労働者の増加により、支援を必要とする人が増加しています。

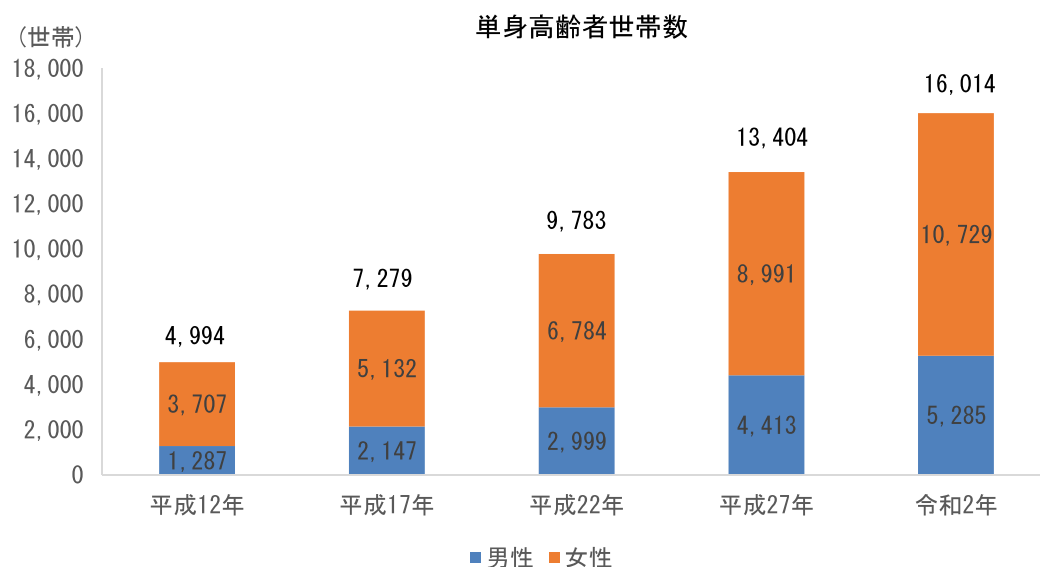
本市においても例外ではなく、複合的に困難な状況に置かれる人々も少なくありません。誰もが自立して安心して生活できるよう、経済的支援や、就業や地域活動などの社会参画に対する支援、環境整備が求められています。



資料：国勢調査



資料：全国ひとり親世帯等調査(令和2年度)



資料：国勢調査

施策の方向

障害があること、高齢であること、ひとり親世帯であることなど、様々な理由で困難に直面する人々に対し、自立した生活や暮らしの安心確保のための支援を行います。

令和6年4月には「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行され、多様化・複雑化・複合化する「女性をめぐる課題」に対応するための法律が整備されました。行政や関係団体などが密接に連携し、個人の置かれた状況に応じたきめ細やかな支援や相談体制を構築します。

○ 就労支援の充実

事業の項目	内容	担当課
障害者の就労の場の充実	就労を希望する障害者に対し、就労に向けた訓練等を提供する就労系サービスを実施し、障害者の就労の場の充実を推進します。	障害福祉課
雇用奨励金の支給	身体障害者、知的障害者、精神障害者を新たに雇用した事業者や公共職業安定所または職業紹介事業者の紹介により、満60歳以上の高年齢者を1年以上継続雇用している事業主に奨励金を支払い支援します。	産業振興課

○ 相談体制の整備

事業の項目	内 容	担当課
高齢者相談	地域包括支援センターで、高齢者の相談を行います。	高年福祉課
障害者相談	障害者やその家族、支援者などから日常生活での様々な困りごとについて、電話・面接・訪問などにより相談を受け付けます。	福祉総合相談室
女性相談	困難な問題を抱える女性の悩みや困りごとなどの相談を受け付けます。	子ども家庭相談課

○ ひとり親家庭への経済的支援

事業の項目	内 容	担当課
母子・父子家庭等医療助成	満 18 歳に到達する年度末までの児童を扶養している、ひとり親家庭の母または父とその児童に対し、医療費を助成します。	保険年金課
県・市遺児手当の支給	離婚・死別などによるひとり親家庭において、児童を養育している方に県・市遺児手当を支給します。	子育て支援課
児童扶養手当の支給	離婚・死別などによるひとり親家庭において、児童を養育している方に児童扶養手当を支給します。	子育て支援課
母子父子寡婦福祉資金貸付	ひとり親家庭の生活の安定と自立を促進するため、必要な資金の貸付けを行います。	子ども家庭相談課

○ ひとり親家庭への自立支援の充実

事業の項目	内 容	担当課
日常生活支援	子育てと就労の両立を支援するため、ひとり親家庭へ家庭生活支援員を派遣します。	子ども家庭相談課
自立支援教育訓練給付金の支給	ひとり親家庭の母・父に対し、教育訓練講座受講料の一部を支給します。	子ども家庭相談課
高等職業訓練促進給付金等の支給	看護師など就職の際に有利な資格を取得するため養成機関で学んでいる、ひとり親家庭の母・父に対し、訓練促進給付金等を支給します。	子ども家庭相談課
ひとり親家庭支援制度の周知	ひとり親家庭への支援制度・事業についてのリーフレット等を配布し、周知を行います。	子ども家庭相談課
ひとり親家庭相談	母子父子自立支援員・就業支援専門員による相談を実施します。	子ども家庭相談課
母子生活支援施設の運営	入居者の自立促進を図るために、就労・生活・児童の養育等に関して、支援します。	朝日荘

(4) 配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶(一宮市DV対策基本計画)

「第4次一宮市男女共同参画計画」の基本目標3「誰もが安全に安心して暮らせる社会づくり」のうち「配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶」についての計画内容は、同時に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(DV防止法)に基づく「一宮市DV対策基本計画」を包括しています。

一宮市DV対策基本計画の趣旨

DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、DV防止法は、国及び地方公共団体に、DVを防止し、被害者の自立支援を含め、その適切な保護を図る責務があることを定めています。

一宮市は、DV対策において住民にもっとも身近な行政主体である市の果たすべき役割や期待が高まったことから、平成23(2011)年3月に「第2次一宮市男女共同参画計画」に含まれるものとして、DV対策の充実を図るために「一宮市DV対策基本計画」を策定し、その後は、「男女共同参画計画」の改訂にあわせて見直しています。

なお、DVなどの暴力・人権侵害行為の被害者は多くの場合女性であり、このような女性に対する暴力は、男女共同参画社会実現の妨げとなるものです。DV以外の女性に対する暴力についても視野に入れた内容となっています。

一宮市DV対策基本計画で、DVとは、DV防止法に規定する「配偶者からの暴力」のことをいうが、相談支援対象には、交際相手など親密な関係にある異性からの暴力を含むものとする。

—DV防止法による「配偶者からの暴力」の規定—

[配偶者とは]：婚姻の相手、事実婚の相手及び元配偶者

※生活の本拠をともにし、共同生活を営む交際相手からの暴力にもDV防止法の規定を準用する。

[暴力の形態]：身体的暴力のみならず、精神的暴力や性的暴力を含む。

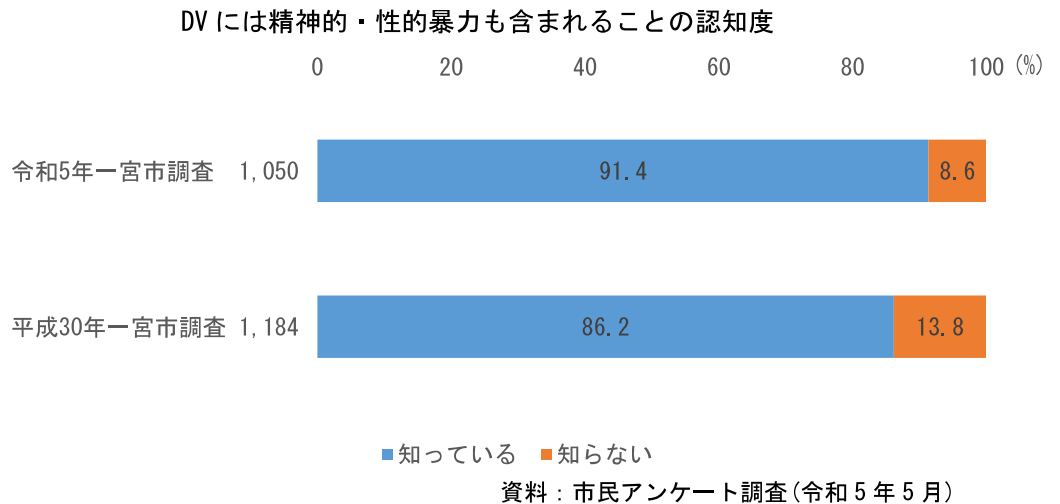
1.DV等に関する啓発活動の推進

現状と課題

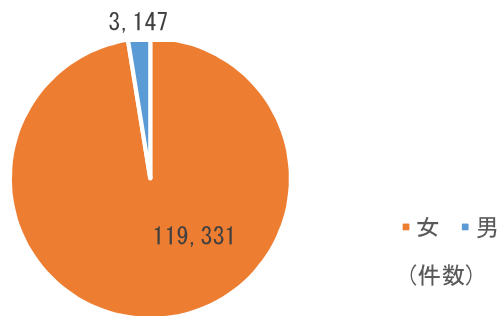
DV等は、基本的人権に係る大きな問題であり、女性が被害者の多くを占めていることから、男女共同参画社会を目指す上で、克服すべき重要な課題です。近

年は、SNS などインターネット上の新たなコミュニケーションツールを利用したものなど、暴力も多様化しています。

市民アンケート調査によると、配偶者等に対する暴力に関する認知度は高まっています。しかし、男女間のあらゆる暴力の根絶に向け、引き続き、積極的な広報・啓発を行い、DV に対する正しい知識の普及を進めていく必要があります。



DV に関する相談件数の男女比



資料：内閣府男女共同参画局(令和3年度分)

施策の方向

DV 等について、犯罪となる行為をも含む人権侵害であり、許される行為ではないという意識を、若い世代を含め社会全体で共有できるよう、男女共同参画情報紙や広報など各種媒体を通じて広く意識啓発を行います。

○ 男女間のあらゆる暴力の根絶に向けた意識啓発

事業の項目	内 容	担当課
男女共同参画情報紙の発行	情報紙「いーぶん」を発行し、男女共同参画に関する意識啓発を行います。	政策課
各種媒体を通じた啓発	ウェブサイト、広報紙、横断幕等の様々な媒体を利用して男女共同参画の意識啓発を行います。	政策課

2. DV 相談体制の整備

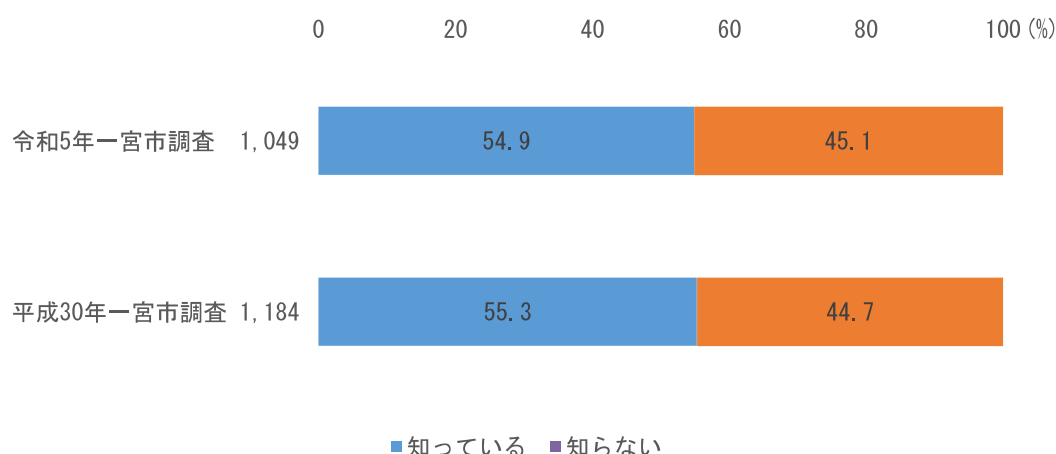
現状と課題

市では、DV 相談を実施しています。DV に関する相談件数の推移は横ばいですが、安心して相談できる窓口を提供することは、住民にもっとも身近な行政主体である市に求められる重要な課題です。今後も潜在化している DV への対応や被害者を継続支援するために、総合的な相談窓口が必要です。

市民アンケート調査では、DV 相談窓口の認知度は 54.9%であり、十分とはいえません。市の相談窓口をはじめ、国、県などが設置している電話やメール等による相談窓口のさらなる周知を行うことが求められます。

様々な被害者の状況に配慮して困難な相談にも対応できるよう、関係機関との連携を強化し、相談窓口機能の向上と支援体制の充実を図ることが必要です。

DV 相談窓口の認知度



資料：市民アンケート調査(令和5年5月)

施策の方向

希望したときにすぐに相談ができるよう、相談しやすく支援を受けやすい環境の整備に努めるとともに、国、県などの相談窓口を含めた支援情報の周知を図ります。

被害者各々の状況に配慮し、庁内および関係機関との連携を強化しながら相談対応の質の向上を図ります。

○ 相談窓口や支援に関する情報の周知

事業の項目	内容	担当課
リーフレットの配布等による周知	リーフレットやカードの配布、市ウェブページなどで相談窓口、支援情報の周知を行います。	子ども家庭相談課

○ 総合的相談窓口の運営

事業の項目	内容	担当課
DV 相談の実施	DV に関する相談を実施します。	子ども家庭相談課
DV と児童虐待が併存する事案への連携対応	児童虐待対応担当や県児童相談所と連携して対応します。	子ども家庭相談課

○ 被害者に配慮した相談対応

事業の項目	内容	担当課
外国人に対する配慮	テレビ電話による通訳サービスを活用して相談を実施します。	子ども家庭相談課
障害者、高齢者に対する配慮	障害者は福祉総合相談室と、高齢者は高年福祉課と連携して対応します。	子ども家庭相談課
安全確保への配慮	警察・関係機関等との連絡調整、同行支援、助言等により、被害者の安全確保を支援します。	子ども家庭相談課

○ 相談支援体制の充実

事業の項目	内容	担当課
県女性相談センター、警察との連携強化	県女性相談センター、警察との情報交換、協議等を進め、連携強化による相談支援体制の充実を図ります。	子ども家庭相談課

3. DV 被害者への自立支援の充実

現状と課題

被害者の生活再建と自立のための支援を着実にやっていくことは、生活に直結する行政サービスを担う行政主体である市に求められる重要な課題です。

市では、警察署、児童相談センター、庁内各課との連携により被害者に対する円滑な支援を行うためのネットワークとして、一宮市要保護児童対策地域協議会に DV 対策部会を設置し、支援状況等の調整や情報共有を行っています。

支援におけるワンストップ化を推進し、関係機関との連携や庁内ネットワークの充実により、各種の支援制度・事業が、被害者の支援のために十分に活用されるよう調整を図ります。また、相談や支援にあたる職員が DV の特性を理解し、二次的被害を及ぼすことなどを防ぐ必要があります。さらに、住宅確保、精神的被害など民間支援団体との連携が有効な場合は、必要に応じ連携して支援します。

一宮市要保護児童対策地域協議会 DV 対策部会の構成機関

関係機関	部課等
愛知県警察	一宮警察署生活安全課
愛知県	一宮児童相談センター児童育成課
一宮市(庁内)	総合政策部政策課
	総合政策部市民協働課
	市民健康部市民課
	市民健康部保険年金課
	市民健康部健康支援課
	福祉部福祉総合相談室
	福祉部生活福祉課
	福祉部高年福祉課
	子ども家庭部保育課
	子ども家庭部子育て支援課
	子ども家庭部子ども家庭相談課(事務局)
	子ども家庭部朝日荘
	教育部総務課
教育部学校教育課	

施策の方向

DV 対策部会を通じ、関係機関や庁内の連携・協働を強化するとともに、関係職員に対して啓発を行い、二次的被害を及ぼさない支援体制を整備します。

支援のワンストップ化など、他機関との連携により総合的な支援の実施を推進します。必要に応じて、民間支援団体とも連携していきます。

○ 連携体制の強化

事業の項目	内容	担当課
DV 対策部会の開催	関係機関や庁内の連携ネットワークとして、一宮市要保護児童対策地域協議会の DV 対策部会を開催します。	子ども家庭相談課

○ 支援における二次的被害の防止・情報保護

事業の項目	内容	担当課
関係職員に対する啓発・研修	一宮市要保護児童対策地域協議会の DV 対策部会において、啓発用文書を作成配布し、二次的被害発生を防止し、情報保護を図ります。	子ども家庭相談課

○ 支援の総合的实施

事業の項目	内容	担当課
支援の着実な実施	一宮市要保護児童対策地域協議会の DV 対策部会を開催し、関係機関、庁内関係課における被害者支援状況を集約・調整します。	子ども家庭相談課
支援のワンストップ化推進	庁内 DV 相談連絡票を活用し、被害者の精神的負担軽減を推進します。	子ども家庭相談課

○ 民間支援団体との連携

事業の項目	内容	担当課
民間支援団体との連携	住宅確保などに対する支援については、必要に応じて、民間支援団体と連携します。	子ども家庭相談課

市の率先行動

地域のモデルとしての一宮市の取組

現状と課題

男女がともに活躍できる社会を実現するためには、まず市が率先して男女共同参画の取組を進めていかなければなりません。

また、市内事業所の模範となるため、誰もが働きやすい環境となるよう、ワーク・ライフ・バランスの推進や男性の育児休業の取得促進など、多様なニーズに応じた働き方の選択ができる仕組みを整備し、男女共同参画の率先行動をより一層進めていくことが必要です。

施策の方向

市が一事業所として、市内の事業所等のモデルとなるよう、率先してワーク・ライフ・バランスの推進に取り組み、多様な働き方の選択や男女がともに育児休業・介護休暇等を取得できる環境づくりを積極的に行います。

事業の項目		内 容
ワーク・ライフ・バランスの推進	iスタイル勤務	フレックスタイム制や時差出勤制度などの、ライフスタイルに合わせた、より柔軟な働き方を可能にする市オリジナルの勤務体制「iスタイル勤務」を推進します。
	リフレッシュデーの周知徹底	定時退庁促進のため週1回実施しているリフレッシュデーでは、庁内情報システムにより一層の周知を図っています。
	時間外勤務の削減	各課(公所)の時間外勤務の状況及び時間外勤務の特に多い職員の状況を管理職員に報告し、管理職員の時間外勤務に関する認識の徹底を図っています。 また、時間外勤務の多い職場の状況について、当該所属からヒアリングを行い、時間外勤務削減のための方策を検討しています。
	育児の日の設定	職員が育児に積極的に関わることができるよう、毎月19日を「育児の日」とします。また、毎月19日又はその前後を含めて、月に1日程度は、育児を担うべき全ての職員が休暇を取得するよう働きかけます。
育児休業取得の推進	育児休業	子が3歳に達するまで、育児休業取得を推進します。特に、取得実績の少ない男性職員について、取得率の目標を定め取得率の向上を目指します。
育児休業中の職員への職場復帰支援	職員へのノートパソコン等貸出	育児休業を取得している市職員のうち、希望者にノートパソコン等を貸与し、職務能力の回復や必要な知識の習得を支援し、職員が円滑に職場復帰できることを目指しています。

数字で見る一宮市職員の状況

○ 職員割合

かつては「女性の職場」などと言われた保育士や看護師の男性職員、男性の技師や技手の多い土木や建築部門などにおける女性職員の割合は3～10%で推移しています。

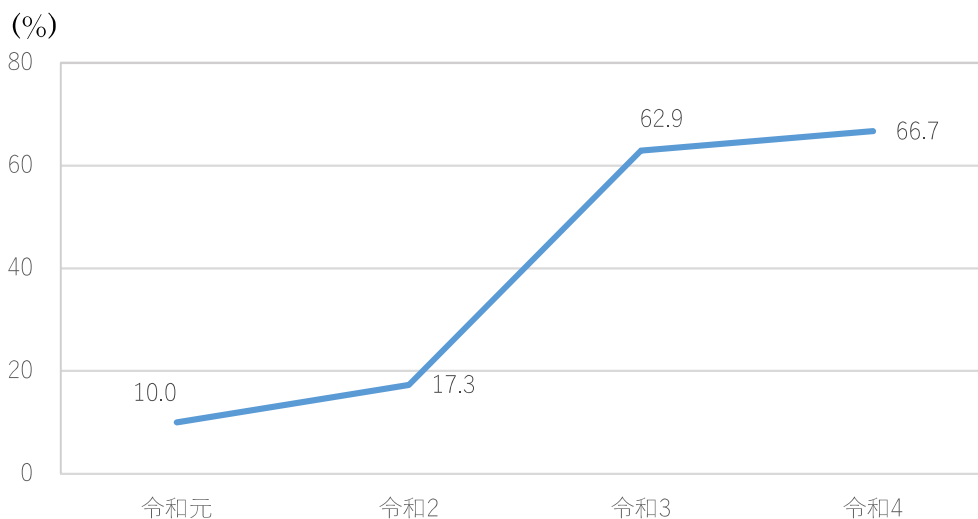
(各年4月1日現在)

年度		令和3	令和4	令和5
看護師	男性の割合(%)	10.5	10.3	10.5
保育士	男性の割合(%)	3.5	3.3	3.2
技師・技手	女性の割合(%)	10.3	10.3	10.3

○ 男性の育児休業取得率

一宮市では改正育児・介護休業法の改正に先駆け、男性の育児休業取得の促進に積極的に取り組んだ結果、取得率が大きく上昇しました。

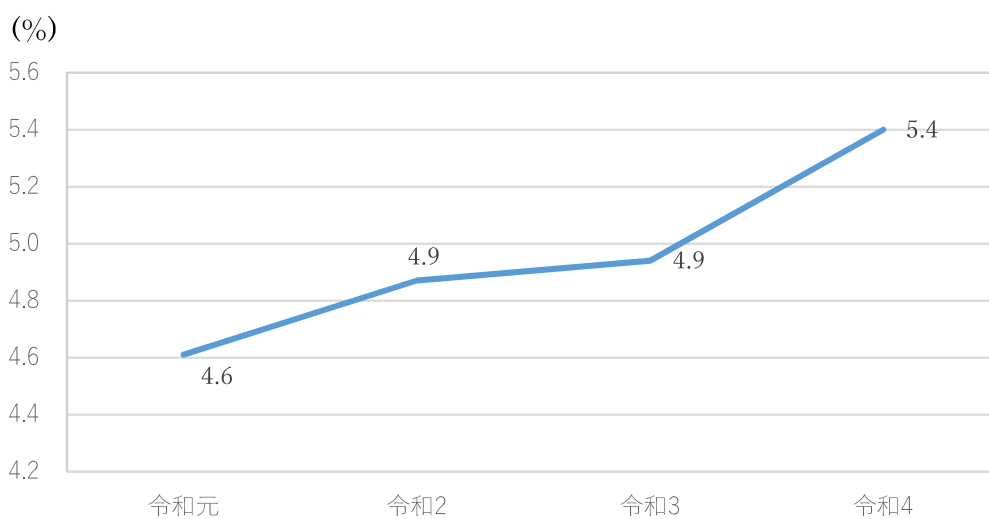
年度	令和元	令和2	令和3	令和4
男性の育休取得者数(人)	8	14	56	62
取得率(%)	10.0	17.3	62.9	66.7



○ 出産した女性職員の割合

全国的に合計特殊出生率が低下する中、市の女性職員のうち出産した(産後休暇を取得した)女性職員の割合は、直近4年間ではゆるやかに上昇しています。

	令和元	令和2	令和3	令和4
出産した職員数(人)	88	94	98	110
女性職員数(人)	1,908	1,929	1,984	2,038
出産した女性職員の割合(%)	4.6	4.9	4.9	5.4



第 5 章 計画の推進

1 推進体制

(1) 庁内の推進体制

男女共同参画社会の実現に向けた取組内容は幅広い分野にまたがっているため、全庁的に男女共同参画の視点を持ち、計画推進の中心となる担当部局と関連部局が連携して施策を推進することが大切です。

計画に位置づけられる取組については、担当部局により、計画の進捗状況と施策の効果等を検証・評価するとともに、「一宮市男女共同参画推進会議」において確認・評価を行うことで、着実な計画の実現に努めます。

(2) 市民や地域との連携

市民一人ひとりが自分ごとと捉えることができるよう、市民や地域に向けて広く計画や取組について周知することにより、男女共同参画意識の浸透を図ります。

また、誰もが活躍できる環境を整備するためには、市民の意識に加え、事業所としての意識や取組が担う役割も大きいことから、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進など、市内事業所と積極的に連携を図れる体制を整えます。

2 進捗管理方法

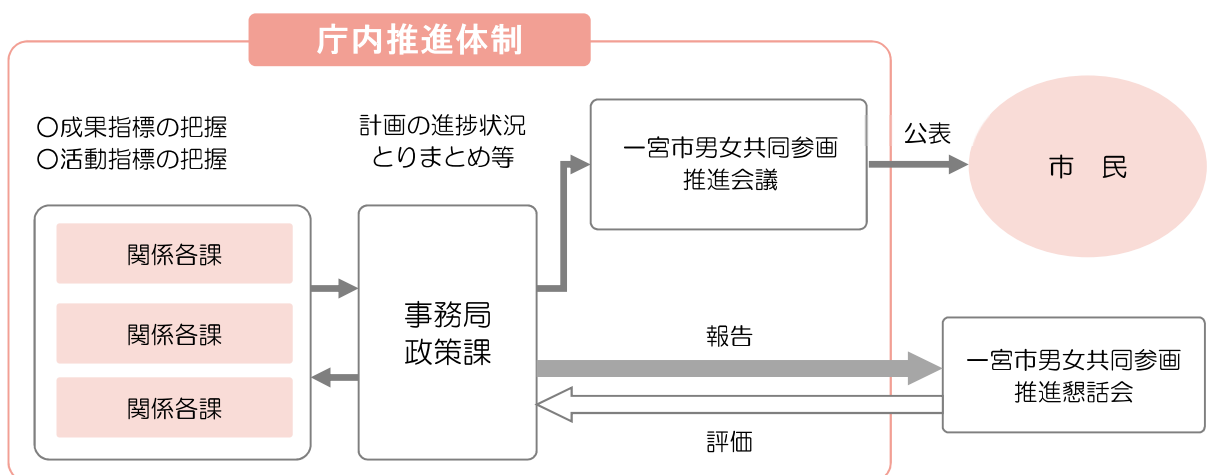
本計画においては、目標の達成具合を表す「成果指標」と事業の実績等を的確に表す「活動指標」の2種類の指標を設定します。指標を毎年把握することで、どれだけの効果が得られたのか、客観的に示し、事業計画の見直し等に反映していきます。

進捗管理は「PDCAサイクル」による「継続的改善」の考え方を基本とし、「PLAN(計画)」「DO(実施)」「CHECK(評価)」「ACTION(改善)」のサイクルを年度ごとに繰り返し行うことで、事業の充実を図ります。

具体的な進捗管理の流れは、以下のとおりです。

- 成果指標の把握
- 活動指標の把握
- 計画の進捗状況を取りまとめたもの(推進計画・実績報告)を男女共同参画推進懇話会にて報告・検討・評価
- 男女共同参画推進会議を経て、各課へ評価結果をフィードバックするとともに、市民へ公表

【進捗管理のイメージ】



3 成果指標一覧

	成果指標	基準値	目標値
		2023 年度	2026 年度
基本目標 1	社会全体において男女の地位が平等と感じている人の割合	13.3%	30.0%
	「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方に肯定的な人の割合	27.7%	21.0%
	性的少数者(LGBTQ+)について知っている人の割合	76.1%	90.0%
基本目標 2	性別に関係なく活躍の機会が与えられている人の割合	(注 1)24.7%	29.0%
	男性の育児休業取得率	33.3%	50.0%
	市職員における女性管理職の割合	26.7%	30.0%
	市職員における男性の教育や子育てへの参画割合	(注 2)42.7%	70.0%
	町会長の女性比率	8.9%	10.0%
	ワーク・ライフ・バランスの支援をしている市内事業所	104 社	116 社
基本目標 3	自主防災リーダー研修の修了者における女性の割合	13.1%	14.0%
	健康の維持、増進に取り組める環境が整っていると思う人の割合	58.6%	60.0%
	子宮頸がん・乳がん検診の精密検査受診率	(注 3)92.0%	95.0%
	DV を理解している人の割合	91.4%	100%
	DV に関する相談窓口を知っている人の割合	54.9%	80.0%

※基準値は、アンケート調査結果に基づいていますが、無回答を除いて算出しています。

※目標値の考え方については、過去の実績からの伸び率等を勘案して、将来の数値を設定しています。

また、関連計画に設定されている数値目標との整合を図っています。

(注 1)令和 4 年 6 月実施の市民アンケート調査結果

(注 2)令和 5 年 10 月実施の職員アンケート調査結果

(注 3)令和 3 年度実績値

算出方法
市民アンケート調査で、「社会全体において男女の地位が平等と感じる」と答えた人数／アンケート回答総数(無回答者は除く)×100
市民アンケート調査で、「夫は外で働き、妻は家庭を守るという考え方に『賛成』」と答えた人数／アンケート回答総数(無回答者は除く)×100
市民アンケート調査で、「LGBTQ+という言葉を知っている」と答えた人数／アンケート回答総数(無回答者は除く)×100
市民アンケート調査で、「性別に関係なく活躍の機会が与えられていると思う」と答えた人数／アンケート回答総数(無回答者は除く)×100
市内の事業所を対象にしたアンケート調査で、対象となる子を養育している男性従業員のうち、育児休業を取得した人の割合(各種商工業団体、商工会議所、商工会に加入している企業にアンケート調査を実施)
市職員における女性管理職員数／管理職員総数×100
市職員を対象にしたアンケート調査で、「参加した」と答えた人数／アンケート回答総数(無回答者は除く)×100
女性町会長数／町会長総数×100
愛知県ファミリー・フレンドリー企業の市内事業所の登録企業数
自主防災リーダー研修会の累積修了者数のうち女性の数/累積修了者総数×100
市民アンケート調査で、「一宮市内には、生活習慣・運動習慣の改善に取り組んだり、各種健診や予防接種を受ける環境が整っていると思う」と答えた人数／アンケート回答総数(無回答者は除く)×100
子宮頸がん・乳がんの精密検査検診受診者数の合計／当該検診対象者数の合計×100(注2)
市民アンケート調査で、「DVには、殴る、蹴るなど身体的暴力だけでなく、精神的・性的暴力も含まれることについて知っている」と答えた人数／アンケート回答総数(無回答者は除く)×100
市民アンケート調査で、「DVについて相談できる窓口があることを知っている」と答えた人数／アンケート回答総数(無回答者は除く)×100